

令和4年4月22日  
防災街づくり担当部  
防災街づくり課

## 防災街区整備方針の変更について

### 1 主旨

防災街区整備方針は、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」（以下「密集法」という。）第3条第1項に基づくもので、東京都が都市計画として定めるものである。

本方針は、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図ることを目的としている。概ね5年ごとに見直しを行っており、今回は、平成26年に変更されている。

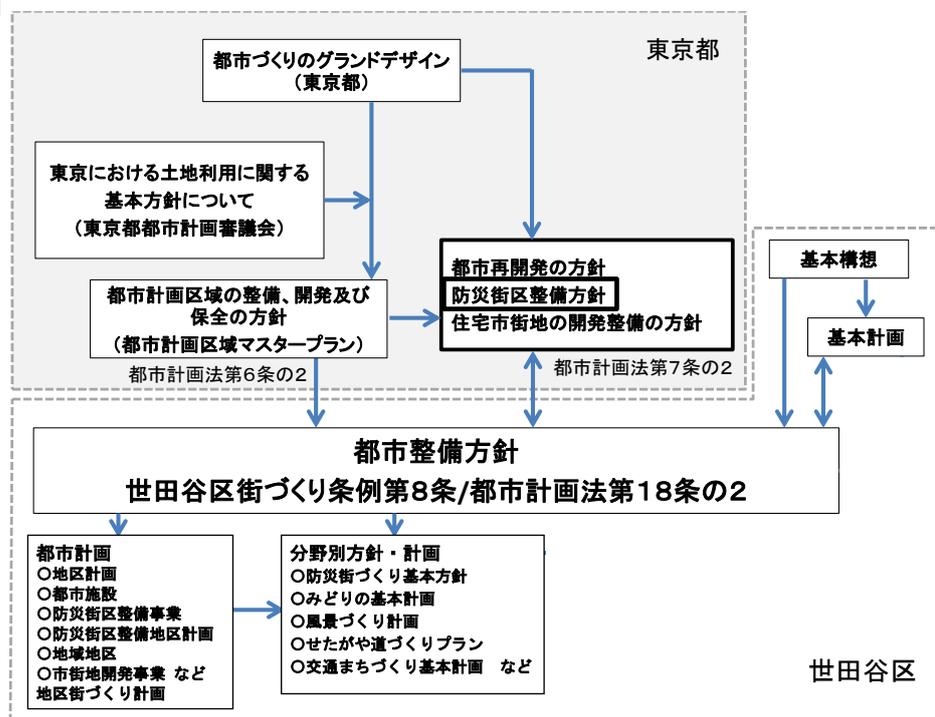
このたび、東京都が作成した防災街区整備方針の都市計画案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、東京都より受けた意見照会に対し、別紙1のとおり回答することを報告する。

### 2 防災街区整備方針の位置づけ及び内容

本方針は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第7条の2の規定に基づき定める方針の一つで、木造住宅密集地域を中心とした地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や防災街区整備地区計画等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。

また、本方針では、「防災再開発促進地区」、「防災公共施設」、「防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要」、「防災公共施設の整備等の概要」を定めている。

#### 【都市づくりの体系】



## 3 これまでの経緯

- 令和2年 5月 東京都より法第15条の2に基づく依頼  
 10月 都市計画審議会（原案の報告）  
 11月 都市整備常任委員会（原案の報告）  
 東京都に法第15条の2に基づく回答
- 令和3年 9月 東京都による原案の縦覧  
 10月 東京都による法第16条に基づく公聴会（中止）
- 令和4年 2月 法第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項  
 に基づく、東京都から世田谷区への意見照会  
 東京都による法第17条に基づく案の公告・縦覧  
 4月 都市計画審議会（諮問）

## 4 防災街区整備方針案について

本方針の見直しに際し、東京都から区への依頼に基づき、現行の防災再開発促進地区内事業の進捗状況及び地区計画の策定状況等に応じた時点修正のほか、区域修正を行う。また、新たに防災再開発促進地区を指定する。

## (1) 概要

- ・世田谷区に関する部分

防災再開発促進地区は、現行6地区の変更及び新規6地区の指定を合わせ、計12地区を予定している。

## 【変更】

現行の防災再開発促進地区内事業の進捗状況及び地区計画の策定状況等に応じた時点修正のほか、区域の修正を行う。

番号	地区名	変更前 地区面積 (ha)	変更後 地区面積 (ha)	備考 (主な内容)
世.1	北沢五丁目・大原一丁目地区	44.4	変更なし	事業の進捗を反映
世.2	太子堂・三宿地区	78.6	80.7	区域境及び面積の精査 事業の進捗を反映 防災公共施設の追加
世.3	北沢三・四丁目地区	33.6	変更なし	事業の進捗を反映
世.4	世田谷区役所周辺地区	148.2	変更なし	区域境の精査 事業の進捗を反映
世.5	上馬・野沢地区	60.6	変更なし	事業の進捗を反映 防災公共施設の追加
世.6	太子堂四丁目地区	14.8	変更なし	区域境の精査 事業の進捗を反映

## 【新規】

防災再開発促進地区の指定要件の一つである「防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区」の「事業・制度等」に該当する「住宅市街地総合整備事業」を既に導入し、密集市街地の改善に向けた取組みを進めている、以下の6地区を新たに防災再開発促進地区に指定する。

番号	地区名	変更前 地区面積 (ha)	変更後 地区面積 (ha)	備考 (主な内容)
世. 7	下高井戸駅周辺地区	—	42.7	住宅市街地総合整備事業を導入しているため、新たに指定する。
世. 8	明大前駅周辺地区	—	70.2	
世. 9	玉川三丁目地区	—	8.3	
世. 10	千歳船橋駅周辺地区	—	14.7	
世. 11	祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区	—	28.3	
世. 12	大蔵地区	—	21.7	

## 5 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 4月 法第21条第2項の規定において準用する法第18条第1項に基づく、東京都からの意見照会への回答  
 5月 東京都都市計画審議会付議  
 6月 都市計画決定・告示（東京都）

## 6 添付資料

- 別紙1 法第18条第1項に基づく東京都からの意見照会に対する回答文  
 別紙2 東京都市計画防災街区整備方針案  
 別紙3 防災街区整備方針 新旧対象

(案)

4世都計第 号  
令和4年4月 日

東京都知事  
小池 百合子 様

世田谷区長  
保坂 展人

東京都市計画防災街区整備方針の変更について（回答）

令和4年2月1日付け、3都市整防第503号で照会のありました標記の件について、異議はありません。

# 東京都市計画 防災街区整備方針

令和4年2月

東京都

## 目 次

I	本方針の目的・効果等	1
1	策定の目的	1
2	策定の効果	2
3	法的位置付け	2
II	本方針を定めるにあたっての考え方	2
1	対象地域	2
2	防災再開発促進地区及び防災公共施設の指定	2
3	防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合	4
III	本方針において定める内容	5
1	防災再開発促進地区及び防災公共施設	5
2	防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要	5
3	防災公共施設の整備等の概要	5

- 別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要  
 別表2 防災公共施設の整備等の概要  
 附図 防災再開発促進地区

新宿区	・ ・ ・ ・ ・	1 1	杉並区	・ ・ ・ ・ ・	1 2 0
文京区	・ ・ ・ ・ ・	1 9	豊島区	・ ・ ・ ・ ・	1 2 4
台東区	・ ・ ・ ・ ・	2 3	北区	・ ・ ・ ・ ・	1 4 5
墨田区	・ ・ ・ ・ ・	2 6	荒川区	・ ・ ・ ・ ・	1 6 6
江東区	・ ・ ・ ・ ・	3 2	板橋区	・ ・ ・ ・ ・	1 8 2
品川区	・ ・ ・ ・ ・	3 4	練馬区	・ ・ ・ ・ ・	2 0 0
目黒区	・ ・ ・ ・ ・	5 4	足立区	・ ・ ・ ・ ・	2 1 0
大田区	・ ・ ・ ・ ・	6 2	葛飾区	・ ・ ・ ・ ・	2 4 1
世田谷区	・ ・ ・ ・ ・	7 8	江戸川区	・ ・ ・ ・ ・	2 5 3
渋谷区	・ ・ ・ ・ ・	1 0 8			
中野区	・ ・ ・ ・ ・	1 1 2			

## 〔 参 考 資 料 〕

東京都市計画防災街区整備方針 新旧対照表	265
I 本方針の目的・効果等	270
1 策定の目的	270
2 策定の効果	272
3 法的位置付け	272
II 本方針を定めるにあたっての考え方	272
1 対象地域	272
2 防災再開発促進地区及び防災公共施設の指定	272
3 防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合	276
III 本方針において定める内容	278
1 防災再開発促進地区及び防災公共施設	278
2 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要	278
3 防災公共施設の整備等の概要	278

- 別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要  
 別表2 防災公共施設の整備等の概要  
 附図 防災再開発促進地区

新宿区	・ ・ ・ ・ ・ 2 8 2	杉並区	・ ・ ・ ・ ・ 3 8 2
文京区	・ ・ ・ ・ ・ 2 8 8	豊島区	・ ・ ・ ・ ・ 3 8 4
台東区	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 0	北区	・ ・ ・ ・ ・ 4 0 4
墨田区	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 2	荒川区	・ ・ ・ ・ ・ 4 2 4
江東区	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 6	板橋区	・ ・ ・ ・ ・ 4 3 6
品川区	・ ・ ・ ・ ・ 2 9 8	練馬区	・ ・ ・ ・ ・ 4 5 0
目黒区	・ ・ ・ ・ ・ 3 2 4	足立区	・ ・ ・ ・ ・ 4 5 4
大田区	・ ・ ・ ・ ・ 3 3 0	葛飾区	・ ・ ・ ・ ・ 4 8 2
世田谷区	・ ・ ・ ・ ・ 3 3 8	江戸川区	・ ・ ・ ・ ・ 4 9 4
渋谷区	・ ・ ・ ・ ・ 3 7 2		
中野区	・ ・ ・ ・ ・ 3 7 6		

## 東京都市計画防災街区整備方針（案）

### I 本方針の目的・効果等

#### 1 策定の目的

東京には、都心や副都心等の商業・業務地域を除けば、老朽木造建築物の密度が高く、道路・公園等の公共空間が乏しい木造住宅密集地域が広範に存在している。

このような木造住宅密集地域では、震災時の老朽建築物の倒壊や大規模な市街地火災等から、人々の生命と暮らしを守るため、防災都市づくりの推進に努め、災害に強いまちづくりを行っていくことが重要である。

具体的には、都は、市街地火災の延焼を阻止する機能を確保するための延焼遮断帯の形成や、建築物等の不燃化や共同化の促進による安全で良質な市街地の形成、円滑な消火・救援や避難に必要な機能を確保するための道路・公園等の整備、無電柱化による閉塞防止など、防災都市づくりの取組を進めていく必要がある。

また、防災都市づくりの取組は、首都直下地震への備えに併せ、「未来の東京」戦略で示す方向性や、都市づくりのグランドデザインで示す2040年代の都市像や将来像の実現に向け、人口減少、超高齢化の進行に加え、新たな感染症の脅威など、様々な課題を解決しながら展開する都市づくりに寄与していく必要がある。

防災街区整備方針は、このような防災都市づくりの推進に向け、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住め、かつ魅力的な街並みの住宅市街地への再生を図るために策定するものである。

## 2 策定の効果

防災再開発促進地区及び防災公共施設を定めることにより、次のような効果をもたらし、防災街区の整備が促進される。

- (1) 耐火建築物等への建替えの促進が図られる。
- (2) 延焼防止上支障のある建築物への除却の勧告が可能になる。
- (3) 地区の防災性の向上を目的とした防災街区整備地区計画等の活用が図られる。
- (4) 地域住民による市街地整備の取組（防災街区計画整備組合の設立）や支援が可能になる。
- (5) 地方公共団体の委託及び要請に基づき、都市再生機構の住宅・まちづくりのノウハウの活用が図られる。
- (6) 防災公共施設である道路・公園等について基幹的な骨格軸（防災環境軸）として体系的・効果的な整備が図られる。

## 3 法的位置付け

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第3条に基づく方針であり、これを都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条の2第1項の規定により都市計画に定めるものである。

本方針は、木造住宅密集地域を対象とした都市計画のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、都市再開発の方針等と整合を図り定めるものであり、防災街区整備事業や市街地再開発事業等の個別の都市計画の上位に位置付けられている。

## II 本方針を定めるに当たっての考え方

### 1 対象地域

東京都震災対策条例（平成12年条例第202号）に基づく防災都市づくりに関する計画（以下「防災都市づくり推進計画」という。）に定める整備地域等の木造住宅密集地域を中心とした地域

### 2 防災再開発促進地区及び防災公共施設の指定

防災街区の整備に資する事業・制度等を重点的に展開することにより、建築物等の不燃化・共同化や公共施設の整備を促進し、安全で良好な環境を備えたまちとして再生を図るため、防災街区整備方針に、防災再開発促進地区及び防災公共施設を定める。

(1) 防災再開発促進地区の指定の考え方

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、次のいずれかに該当すること。

- ① 防災都市づくり推進計画の整備地域に指定されている地区
- ② 防災街区の整備に資する事業・制度等が既に導入されている地区又は防災街区の整備に資する都市計画が既に決定されている地区
- ③ 事業・制度等の導入や都市計画の決定はなされていないが、防災街区の整備を進めることが方針として明らかな地区（都又は区の長期計画、区の都市計画に関する基本的な方針等に位置付けられており、かつ、防災街区の整備に資する事業・制度等の導入又は都市計画の決定が確実に見込まれること。）

(2) 防災公共施設の指定の考え方

延焼防止機能及び避難機能を確保するために整備すべき道路・公園等の公共施設で、防災再開発促進地区内又はその一帯に存在し、次のいずれかに該当すること。

- ① 沿道及び沿道周辺の建築物等と一体となって延焼防止機能及び避難機能（閉塞防止を含む。）が確保される公共施設
- ② 沿道及び沿道周辺で防災街区整備事業又は都市防災不燃化促進事業が既に導入されている若しくは将来導入が見込まれる公共施設
- ③ 防災街区整備地区計画で特定地区防災施設、地区防災施設又は地区施設に既に指定されている若しくは将来指定が見込まれる公共施設
- ④ 特定防災街区整備地区が既に指定されている又は将来指定が見込まれる区域内で、防災都市計画施設に将来指定が見込まれる公共施設

## (3) 防災街区の整備に資する事業・制度等

市街地開発事業 防災街区整備事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等
都市計画事業 街路整備事業、公園事業等
修復型事業 木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）、都市防災不燃化促進事業等
規制・誘導策 防災街区整備地区計画、地区計画、特定防災街区整備地区、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等
その他事業等 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）等

## 3 防災再開発促進地区と都市再開発の方針の2号地区との整合

防災再開発促進地区は、防災性の向上を目的として市街地整備の計画が明らかな地区であることから、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく2号地区と整合を図る。

### Ⅲ 本方針において定める内容

#### 1 防災再開発促進地区及び防災公共施設

防災再開発促進地区及び防災公共施設の区域及び位置は、計画図のとおりである。

#### 2 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要は、次の事項を定める。各地区について、別表1及び附図に示す。

- ① 地区の再開発、整備等の主たる目標
- ② 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要
- ③ 建築物の更新の方針
- ④ 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針
- ⑤ 再開発推進のため必要に応じ定める事項

#### 3 防災公共施設の整備等の概要

防災公共施設の整備等の概要は、次の事項を定める。各施設について、別表2及び附図に示す。

##### (1) 防災公共施設の整備に関する計画の概要

- ① 防災公共施設の整備の方針
- ② 整備する防災公共施設の種類
- ③ 当該防災公共施設の配置及び規模
- ④ 当該防災公共施設の整備スケジュール

##### (2) 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

- ① 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針
- ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要
- ③ 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

別表 2 防災公共施設の整備等の概要

附図 防災再開発促進地区

防災再開発促進地区 一覧

区名	番号	地区名	防災再開発促進地区		防災公共施設	
			新規指定	区域変更	新規指定	既決定
新宿区	新. 1	若葉・須賀町地区	—	—	—	—
	新. 2	西新宿地区	—	—	—	●
	新. 3	北新宿地区	—	—	—	—
	新. 4	上落合地区	—	—	—	—
	新. 5	赤城周辺地区	—	—	—	—
文京区	文. 1	千駄木・向丘地区	—	—	—	—
	文. 2	大塚五・六丁目地区	—	—	—	—
台東区	台. 1	谷中二・三・五丁目地区	—	—	—	—
墨田区	墨. 1	東向島・京島・八広地区	—	—	—	●
	墨. 2	鐘ヶ淵周辺地区	—	—	—	●
江東区	江東. 1	北砂三・四・五丁目地区	—	—	—	—
品川区	品. 1	荏原地区	—	●	●	●
目黒区	目. 1	目黒本町地区	—	—	—	●
	目. 2	上目黒・祐天寺地区	—	—	—	—
	目. 3	駒場地区	—	—	—	—
	目. 4	五本木地区	—	—	—	—
	目. 5	目黒本町六丁目・原町・洗足地区	—	—	—	●
大田区	大. 1	西蒲田・蒲田地区	—	—	—	—
	大. 2	蒲田二・三丁目地区	—	—	—	—
	大. 3	大森中・糀谷・蒲田地区	—	—	—	—
	大. 4	羽田地区	—	—	—	—
	大. 5	補助29号線沿道地区	—	—	—	●
	大. 6	蒲田四丁目地区	—	—	—	—
世田谷区	世. 1	北沢五丁目・大原一丁目地区	—	—	—	●
	世. 2	太子堂・三宿地区	—	●	●	●
	世. 3	北沢三・四丁目地区	—	—	—	●
	世. 4	世田谷区役所周辺地区	—	—	—	●
	世. 5	上馬・野沢地区	—	—	●	●
	世. 6	太子堂四丁目地区	—	—	—	●
	世. 7	下高井戸駅周辺地区	●	—	●	—
	世. 8	明大前駅周辺地区	●	—	●	—
	世. 9	玉川三丁目地区	●	—	●	—
	世. 10	千歳船橋駅周辺地区	●	—	●	—
	世. 11	祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区	●	—	●	—
	世. 12	大蔵地区	●	—	●	—
渋谷区	渋谷. 1	本町地区	—	—	●	—
中野区	中野. 1	南台地区	—	—	—	—
	中野. 2	平和の森公園周辺地区	—	—	—	—
	中野. 3	大和町地区	—	—	—	●
	中野. 4	弥生町地区	—	—	—	—
	中野. 5	新井薬師前駅周辺地区	—	—	—	—
杉並区	杉. 1	天沼三丁目地区	—	—	—	—
	杉. 2	阿佐谷南・高円寺南地区	—	—	—	—
	杉. 3	方南一丁目地区	●	—	—	—
豊島区	豊. 1	東池袋四・五丁目地区	—	●	●	●
	豊. 2	池袋本町・上池袋地区	—	—	—	●
	豊. 3	長崎・南長崎地区	—	●	—	●
	豊. 4	染井霊園周辺地区	—	—	—	●
	豊. 5	雑司が谷・南池袋地区	—	●	—	●

区名	番号	地区名	防災再開発促進地区		防災公共施設	
			新規指定	区域変更	新規指定	既決定
北区	北. 1	十条地区	—	—	●	●
	北. 2	西ヶ原外大跡地周辺地区	—	—	●	●
	北. 3	志茂東地区	—	—	●	●
	北. 4	赤羽西地区	—	—	—	●
	北. 5	堀船・栄町・上中里地区	—	●	●	●
荒川区	荒. 1	荒川五・六丁目地区	—	—	—	●
	荒. 2	町屋二・三・四丁目地区	—	—	—	●
	荒. 3	南千住・荒川地区	—	—	—	●
	荒. 4	荒川二丁目周辺地区	—	—	—	●
	荒. 5	尾久地区	—	—	—	●
	荒. 6	尾久の原公園周辺地区	—	—	—	●
板橋区	板. 1	大谷口地区	—	—	—	—
	板. 2	上板橋駅南口地区	—	—	—	—
	板. 3	仲宿地区	—	—	—	●
	板. 4	若木地区	—	—	—	—
	板. 5	前野町地区	—	—	—	—
	板. 6	大山駅周辺地区	—	●	—	●
	板. 7	大山金井町地区	—	—	—	●
	板. 8	清水町・蓮沼町周辺地区	●	—	—	—
練馬区	練. 1	江古田北部地区	—	—	—	—
	練. 2	練馬地区	—	—	—	—
	練. 3	北町地区	—	—	—	—
	練. 4	貫井・富士見台地区	—	—	—	—
	練. 5	桜台地区	●	—	—	—
	練. 6	田柄地区	●	—	—	—
	練. 7	富士見台駅南側地区	●	—	—	—
	練. 8	下石神井地区	●	—	—	—
足立区	足. 1	足立一・二・三・四丁目地区	—	—	—	●
	足. 2	関原一丁目地区	—	—	—	●
	足. 3	西新井駅西口周辺地区	—	—	—	●
	足. 4	千住仲町地区	—	—	—	●
	足. 5	柳原地区	—	—	●	●
	足. 6	千住西地区	●	—	●	—
	足. 7	北千住駅東西周辺地区	●	—	●	—
	足. 8	梅田・関原・本木・興野地区	●	—	●	—
	足. 9	補助261号線沿道地区	●	—	●	—
	足. 10	補助109号線沿道地区	●	—	●	—
	足. 11	中川二・三丁目地区	●	—	●	—
葛飾区	葛. 1	立石地区	—	—	—	—
	葛. 2	東四つ木地区	—	—	●	●
	葛. 3	四つ木一・二丁目地区	—	—	●	—
	葛. 4	東立石四丁目地区	—	—	—	●
	葛. 5	堀切二丁目周辺及び四丁目地区	—	—	●	—
	葛. 6	西新小岩五丁目地区	●	—	—	—
江戸川区	江戸川. 1	一之江駅付近地区	—	—	—	—
	江戸川. 2	JR小岩駅周辺地区	—	●	—	●
	江戸川. 3	篠崎駅西部地区	—	—	—	—
	江戸川. 4	松島三丁目地区	—	—	—	●
	江戸川. 5	平井二丁目付近地区	—	—	—	●
	江戸川. 6	南小岩南部・東松本付近地区	●	—	●	—



別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加    △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 約 44.4ha (世田谷区北東部)	△世. 2 太子堂・三宿地区 約 80.7ha (世田谷区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	商業・業務機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地として整備する地区、戸建て住宅と共同住宅の調和を図る地区に区分し、各地区単位で整備を進める。 なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	放射 23 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） 沿道整備事業 ・環状七号線（事業中）</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>防災街区整備地区計画 「北沢五丁目・大原一丁目地区」（決定済） 沿道地区計画 「世田谷区環七大原・羽根木地区」（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p> <p>街路整備事業 ・補助 26 号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>	<p>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 住宅市街地総合整備事業（拠点型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 26 号線（事業中）【特定整備路線】</p> <p>地区計画 「三宿一丁目地区」（決定済） 「太子堂二・三丁目地区」（決定済）</p> <p>東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	世. 3 北沢三・四丁目地区 約 33.6ha (世田谷区北東部)
a 地区の再開発、整備等の 主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。
b 防災街区の整備に関する 基本的方針その他の土地利用 計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d 都市施設、地区防災施設 及び地区施設の整備の方針	放射 23 号線、補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e 再開 発推 進の ため 必要 に 応じ 定め る事 項	<p>1 公共及び民間の役 割、条件整備等の措 置</p> <p>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設 整備事業、面的整備事 業等</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） ・補助 26 号線（事業中）【特定整備路線】</p> <p>3 決定又は変更予定の 都市計画に関する事 項</p> <p>地区計画 「北沢三・四丁目地区」（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進 のために特筆すべき 事項</p> <p>都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>

別表 1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号	地区名	世. 4 世田谷区役所周辺地区
	面積 (ha)	約 148.2ha
	(おおよその位置)	(世田谷区中央部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	広域避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い街づくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助 52 号線や区画道路、広場や公園等の整備を図る。
e 再開 発推 進の ため 必要 に 応じ 定め る事 項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 52 号線（事業中）【特定整備路線】 沿道整備事業 ・環状七号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	防災街区整備地区計画 「世田谷区役所周辺地区」（決定済） 「若林三・四丁目地区」（決定済） 沿道地区計画 「世田谷区環七代田南部・若林地区」（決定済） 地区計画 「補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区」（決定済） 特定防災街区整備地区 「世田谷区国士舘大学一帯Ⅰ地区」（決定済） 「世田谷区国士舘大学一帯Ⅱ地区」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	防災生活圏促進事業（完了） 街路整備事業 ・補助 154 号線 ・世田谷区画街路 5 号線（完了） 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	世. 5 上馬・野沢地区 約 60.6ha (世田谷区東部)	世. 6 太子堂四丁目地区 約 14.8ha (世田谷区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路（放射4号線及び環状七号線）沿道の土地利用と地区内の住宅系土地利用との調和を図る。 なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消及び積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパーク等の整備を図る。	補助210号線及び補助51号線沿いに商業・業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパークの整備を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場や公園等の整備を図る。	区画道路、広場や公園等の整備を図る。
e 再開発促進のため必要にに応じ定める事項	<p>1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置</p> <p>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。</p> <p>2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等</p> <p>住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 沿道整備事業 ・環状七号線（事業中）</p> <p>3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項</p> <p>沿道地区計画 「世田谷区環七野沢地区北部」（決定済） 地区計画 「旭小学校周辺地区」（決定済）</p> <p>4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（完了） 街路整備事業（完了） ・補助50号線 ・補助209号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制</p>	<p>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、必要な指導や助成等を行う。</p> <p>木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）</p> <p>市街地再開発事業（完了） ・三軒茶屋・太子堂四丁目 街路整備事業（完了） ・補助51号線 ・補助210号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区</p>

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加    △・・・区域変更

番号	地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	※世. 7 下高井戸駅周辺地区 約 42.7ha (世田谷区北東部)	※世. 8 明大前駅周辺地区 約 70.2ha (世田谷区北東部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	地区の特性に応じ、駅周辺地区、商店街地区、幹線道路沿道地区、住宅地区に区分し、それぞれの特性にふさわしい土地利用を誘導していく。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による公園や広場等オープンスペースの整備を図る。	駅周辺地区及び幹線道路沿道地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による公園や広場等オープンスペースの整備を図る。
c	建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づく街づくり計画による用途の制限、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、区条例に基づく街づくり計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助 128 号線、区画道路、広場や公園等の整備を図る。	放射 23 号線、補助 154 号線、駅前広場や公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。	公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制・必要な指導や助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都市高速鉄道京王電鉄京王線連続立体交差事業（事業中） 街路整備事業 ・補助 128 号線（予定）	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都市高速鉄道京王電鉄京王線連続立体交差事業（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） ・補助 154 号線（事業中） ・区画街路 13 号線（駅前広場）（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項		地区計画 「明大前駅北側地区」（決定済） 「明大前駅駅前広場周辺地区」（決定済） 「放射 23 号線沿道地区」（予定）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項		

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加

△・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	※世. 9 玉川三丁目地区 約 8.3ha (世田谷区南部)	※世. 10 千歳船橋駅周辺地区 約 14.7ha (世田谷区西部)
a 地区の再開発、整備等の 主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。
b 防災街区の整備に関する 基本的方針その他の土地利 用計画の概要	低中層住宅地区、商店街地区に区分し、それぞれの特性にふさわしい土地利用を図る。 建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消及び積極的な用地取得により道路の整備を図る。 また、建替え及び共同化時におけるポケットパーク、小緑地や生垣等の整備を図る。	補助 215 号線沿いの低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設、地区防災施設 及び地区施設の整備の方針	主要区画道路の整備を図る。	区画道路、広場や公園等の整備を図る。
e 再 開 発 推 進 の た め 必 要 に 応 じ 定 め る 事 項	1 公共及び民間の役 割、条件整備等の措 置 公共と民間との協働により道路の整備を推進する。 民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその 際、地区街づくり計画について助言を行う。	公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共 同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。
	2 実施予定の公共施 設整備事業、面的整 備事業等 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 52 号線（予定）
	3 決定又は変更予定 の都市計画に関する 事項	
	4 その他再開発の促 進のために特筆すべ き事項	

別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要

※・・・新規追加    △・・・区域変更

番号 地区名 面積 (ha) (おおよその位置)	※世. 1 1 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 約 28.3ha (世田谷区西部)	※世. 1 2 大蔵地区 約 21.7ha (世田谷区西部)	
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	周辺住宅地と調和した商業業務地の適正な土地利用を図るとともに、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	都市計画道路補助 216 号線、区画道路の整備及び大蔵団地の建替えにより、延焼遮断帯の形成、広域避難場所への経路の改善、地区内交通の利便性・安全性の向上を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路及び公園の整備を図る。	
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	密集市街地総合防災事業により建築物の更新を促進する。 また、地区計画による建ぺい率、容積率の制限、敷地面積最低限度や壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の保全を図る。	
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場や公園等の整備を図る。	補助 216 号線、地区計画による区画道路、公園等の整備を図る。	
e 再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共は、計画的に都市基盤等を整備するとともに、民間は、それに併せて建築物の共同化・協調化等を図るなど、総合的な市街地環境の整備・改善を促進する。	公共と民間との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園の整備を推進する。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、必要な指導や助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）	密集市街地総合防災事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 都心共同住宅供給事業（東京都住宅供給公社事業中） 公園整備事業（事業中） ・都市計画公園 砧公園 ・都市計画公園（仮称）大蔵緑地 街路整備事業 ・補助 216 号線（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	地区計画 「祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区」（決定済）	地区計画 「大蔵地区地区計画」（決定済） 「大蔵三丁目地区地区計画」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項		

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規    △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 (世田谷区北東部)				△世 2 太子堂・三宿地区 (世田谷区東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能確保するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能確保するため、防災公共施設道路第1号及び第2号の整備を図る。				災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能確保するため、防災都市計画施設道路第1号から第4号まで及び防災都市計画施設公園第5号周辺の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能確保するため、防災公共施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	放射23号線 補助26号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画緑地	放射4号線 補助26号線 補助52号線 補助210号線 三宿の森緑地
	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	鎌倉通り(1) 鎌倉通り(2) 特別養護老人ホーム通り	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号		区画道路(1) 区画道路(2) 烏山川緑道 太子堂円泉ヶ丘公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員25～33m 延長約1021m 幅員20～23m 延長約400m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号	幅員40m 延長約734m 幅員20m 延長約950m 幅員15m 延長約1160m 幅員11m 延長約970m 面積 約0.79ha	
	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号	幅員8m 延長約290m 幅員4m 延長約414m 幅員9m 延長約84m		防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設公園 防災公共施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号	幅員6m 延長約861m 幅員6m 延長約554m 幅員6.5～9.0m 延長約1199m 面積 約0.18ha	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災公共施設道路第1号：令和7年度まで（事業中） 防災公共施設道路第2号：令和7年度まで（事業中） 防災公共施設道路第3号：完成 防災街区整備地区計画：北沢五丁目・大原一丁目地区（平成11年度決定） 沿道地区計画：世田谷区環七大原・羽根木地区（昭和61年度決定）				防災都市計画施設道路第1、3、4号：完成 防災都市計画施設道路第2号：北側440mについては特定整備路線（令和3年度まで） 防災都市計画施設公園第5号：完成 防災公共施設道路第1、2号：整備予定（未定） 防災公共施設公園第3、4号：完成 地区計画：太子堂二・三丁目地区（平成2年度決定） 三宿一丁目地区（平成15年度決定）			

〔防災公共施設の配置は、附図に示すとおり〕

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区	世 2 太子堂・三宿地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、延焼防止機能及び消防活動機能を確保するため、建替えによる建築物について制限を設定し、居住水準を維持しながら沿道の建築物の不燃化を進める。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災都市計画施設公園第5号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため周辺建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号及び第2号沿道並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、延焼防止機能及び避難機能を確保するため、建替えによる建築物について制限等を設定し、居住水準を維持しながら、災害に強い市街地への誘導を図る。</p>
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、道路に面する建築物の壁面の位置の制限を定め、道路と一体となった空間の確保を図る。</p> <p>また、敷地の最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図るとともに、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定め防災性能の向上を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、骨格防災軸の機能向上のため耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設道路第2号から第4号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第5号周辺においては、防災性の向上のため準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号及び第2号沿道においては、地区計画により道路に面する壁面の位置を定め、広域避難場所への避難経路線の確保を図る。</p> <p>防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、延焼防止のため建築物の不燃化を進めるとともに防災活動に有効な空地の確保を図る。</p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、防災街区整備地区計画や東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化を進める。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第4号まで及び防災公共施設道路第1号、第2号沿道並びに防災都市計画施設公園第5号並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、地区計画及び東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化を進める。</p>

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規      △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	世 3 北沢三・四丁目地区 (世田谷区北東部)				世 4 世田谷区役所周辺地区 (世田谷区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害時に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。				災害時に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号から第5号まで並びにこの防災都市計画施設公園第6号周辺の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能を確保するため、防災街区整備地区計画における地区防災施設並びにこの防災公共施設の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	放射23号線 補助26号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画公園	環状七号線 補助51号線 補助52号線 補助154号線 世田谷区画街路5号線 若林公園
					防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	(世田谷区役所周辺) 地区防災施設1号 (世)地区防災施設2号 (世)地区防災施設3号 (世)地区防災施設4号 (世)地区防災施設5号 (世)地区防災施設6号 (世)地区防災施設7号 (世)地区防災施設8号 (世)地区防災施設9号 (世)地区防災施設10号 (世)地区防災施設11号 (世)地区防災施設12号 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号
					防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第14号 第15号 第16号 第17号 第18号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	(若)地区防災施設2号 (若)地区防災施設3号 (若)地区防災施設4号 (若)地区防災施設5号 (若)地区防災施設6号

<p>c 当該防災公共施設の配置及び規模</p>	<p>防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路</p>	<p>第1号 第2号</p>	<p>幅員 25～33m 延長約 308m 幅員 20～23m 延長約 612m</p>	<p>防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道 防災都市計画施設公園</p>	<p>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号</p>	<p>幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m 面積 約 1.49ha</p>
<p>d 当該防災公共施設の整備スケジュール</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（令和7年度まで）（事業中） 地区計画：北沢三・四丁目地区（平成3年度決定）</p>			<p>防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災都市計画施設道路第3号：特定整備路線（令和7年度まで）（事業中） 防災都市計画施設道路第4号：完成 防災都市計画施設道路第5号：一部完成 防災都市計画施設道路第6号：完成 防災公共施設道路第1号（世）：完成 防災公共施設道路第2号（世）：一部完成 防災公共施設道路第3号（世）：一部完成 防災公共施設道路第4号（世）：完成 防災公共施設道路第5号（世）：完成 防災公共施設道路第6号（世）：完成 防災公共施設道路第7号（世）：一部完成 防災公共施設道路第8号（世）：完成 防災公共施設道路第9号（世）：一部完成 防災公共施設道路第10号（世）：一部完成 防災公共施設道路第11号（世）：一部完成 防災公共施設道路第12号（世）：一部完成 防災公共施設道路第1号（若）：一部完成</p>	<p>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号</p>	<p>幅員 8m 延長約 115m 幅員 6～9m 延長約 148m 幅員 6m 延長約 395m 幅員 7～8m 延長約 94m 幅員 6m 延長約 65m 幅員 9～13m 延長約 156m 幅員 6～11m 延長約 229m 幅員 11m 延長約 232m 幅員 6m 延長約 210m 幅員 6m 延長約 236m 幅員 6m 延長約 207m 幅員 6～7m 延長約 420m 幅員 6m 延長約 512m 幅員 6m 延長約 159m 幅員 6m 延長約 259m 幅員 6m 延長約 171m 幅員 6m 延長約 181m 幅員 6m 延長約 206m</p>

		防災公共施設道路第2号(若) :一部完成 防災公共施設道路第3号(若) :一部完成 防災公共施設道路第4号(若) :一部完成 防災公共施設道路第5号(若) :一部完成 防災公共施設道路第6号(若) :一部完成 防災街区整備地区計画:世田谷区役所周辺地区(平成15年度決定) 若林三・四丁目地区(平成12年度決定)
--	--	--

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	世 3 北沢三・四丁目地区	世 4 世田谷区役所周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号までの沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災都市計画施設公園第6号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため、周辺建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を図るため、建替えによる建築物について制限を設定し居住水準を維持しながら沿道の不燃化を推進する。</p>
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、中層集合住宅等の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、建築物の共同化、協調化を進めながら準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、骨格防災軸の機能向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>また、建築物等の高さの最低限度を定め、災害時の延焼を防ぐ。</p> <p>防災都市計画施設道路第3号から第5号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第6号周辺においては、防災性の向上のため準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道においては、防災街区整備地区計画により、壁面の制限を定め、広域避難場所への避難動線の確保を図る。</p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道建築物の建替えを図るとともに、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号まで及び防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第6号周辺においては、防災街区整備地区計画及び東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。</p> <p>防災都市計画施設道路第6号及び第7号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。</p>

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規      △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	世 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)				世 6 太子堂四丁目地区 (世田谷区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道の整備を図る。				災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助209号線 補助50号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助51号線 補助210号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員16m 延長約900m 幅員15m 延長約920m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員18m 延長約549m 幅員11m 延長約389m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：一部完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 地区計画：旭小学校周辺地区（平成21年度決定）				防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成			

「防災公共施設の配置」は、附図に示すとおり

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	世 5 上馬・野沢地区	世 6 太子堂四丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により建築物の不燃化促進を図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により建築物の不燃化促進を図る。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規      △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	※世 7 下高井戸駅周辺地区 (世田谷区北東部)				※世 8 明大前駅周辺地区 (世田谷区北東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。				災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助128号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	放射23号線 補助154号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員23m 延長約520m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員25～33m 延長約380m 幅員15m 延長約685m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：優先整備路線（令和7年度まで）				防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで 防災都市計画施設道路第2号：令和4年度まで（事業中） 一部優先整備路線（令和7年度まで） 地区計画：明大前駅北側地区（平成4年度決定） 明大前駅駅前広場周辺地区（平成29年度決定） 放射23号線沿道地区（予定）			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	世 7 下高井戸駅周辺地区	世 8 明大前駅周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号の沿道においては 防災性の向上のため耐火建築物、準耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては 防災性の向上のため耐火建築物、準耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、地区計画等を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規      △・・・区域変更

番号 地区名 (おおむねの位置)	※世 9 玉川三丁目地区 (世田谷区南部)				※世 10 千歳船橋駅周辺地区 (世田谷区西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼防止機能・避難機能を確認するために、防災公共施設道路第1号の整備を図る。				災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災公共施設道路	第1号		主要区画道路C	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助215号線 補助52号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災公共施設道路	第1号	幅員6m 延長約135m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員15m 延長約540m 幅員20m 延長約360m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災公共施設道路第1号：令和4年度まで（事業中）				防災都市計画施設道路第1号：一部完成 防災都市計画施設道路第2号：予定			

「防災公共施設の配置」は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

番号 地区名	世 9 玉川三丁目地区	世 10 千歳船橋駅周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災公共施設道路第1号の整備に併せ、老朽化した木造建築などの不燃化や不燃共同化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災公共施設道路第1号の整備に併せ、老朽化した木造建築などの不燃化や不燃共同化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、防災性の向上のため住宅の共同化・協調化の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール		防災都市計画施設道路第1号及び第2号においては、地区計画等を活用しながら不燃化を進める。

別表2 防災公共施設の整備等の概要

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

※・・・新規      △・・・区域変更

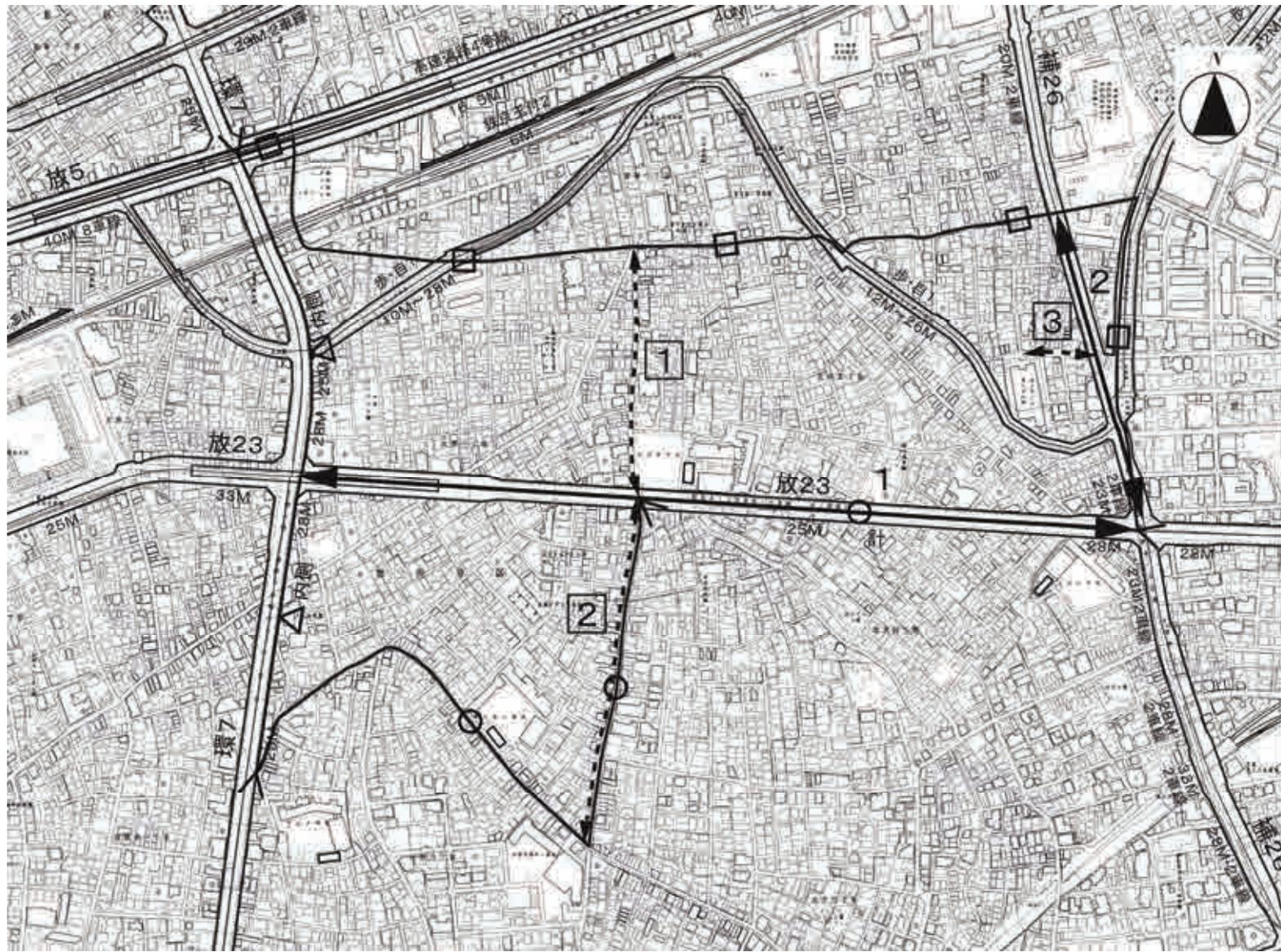
番号 地区名 (おおむねの位置)	※世 11 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区 (世田谷区西部)				※世 12 大蔵地区 (世田谷区西部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能・避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。				災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能・避難機能を確保するため、防災都市計画施設道路第1号並びに防災都市計画施設公園第3号及び第4号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助216号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画緑地 都市計画公園	補助216号線 補助51号線 (仮称)大蔵緑地 砧公園
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員16m 延長約200m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号	幅員16m 延長約710m 幅員15m 面積 約0.4ha 面積 約67ha	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：一部完成 地区計画：祖師ヶ谷大蔵駅南周辺地区 (平成30年度決定)				防災都市計画施設道路第1号：令和15年度まで(事業中) 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災都市計画施設公園第3号：令和4年度まで(事業中) 防災都市計画施設公園第4号：一部完成 地区計画：大蔵地区地区計画(平成19年度決定) 大蔵三丁目地区地区計画(平成28年度決定)			

「防災公共施設の配置は、附图に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

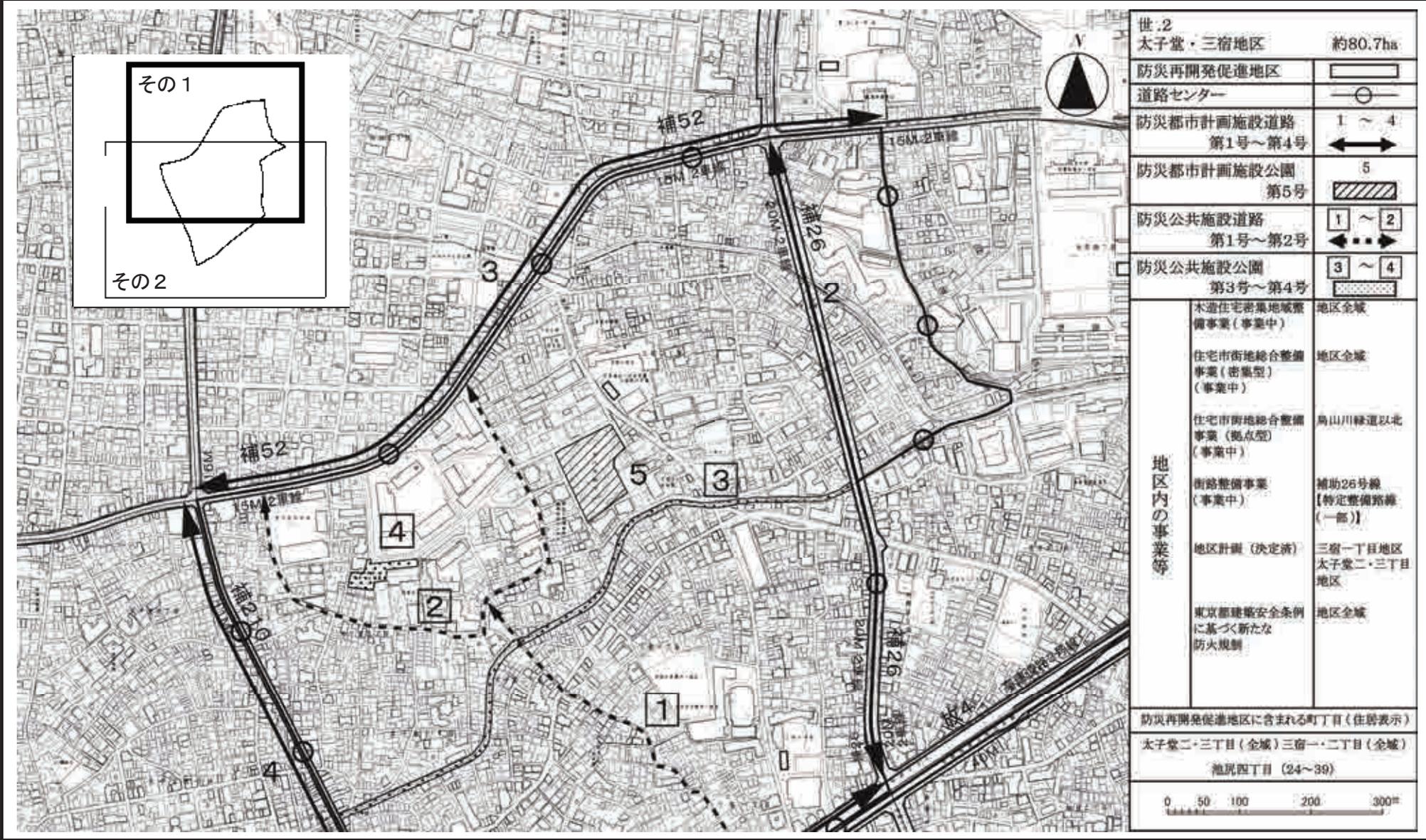
番号 地区名	世 11 祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区	世 12 大蔵地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号の整備に合わせた建築物の更新及び公社大蔵住宅建替え事業の推進により、防災機能を向上させ、良好な街並みを形成する。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、準防火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道は、地区計画により道路に面する壁面の位置を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。 防災都市計画施設公園第3号及び第4号周辺においては、延焼防止効果を高め防災活動に有効な空地を確保する。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備のおおむねのスケジュール		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、地区計画を活用しながら建築物を更新する 大蔵団地の建替えにおいては、地区計画を活用し事業を進める。

# 防災再開発促進地区（世. 1）北沢五丁目・大原一丁目地区

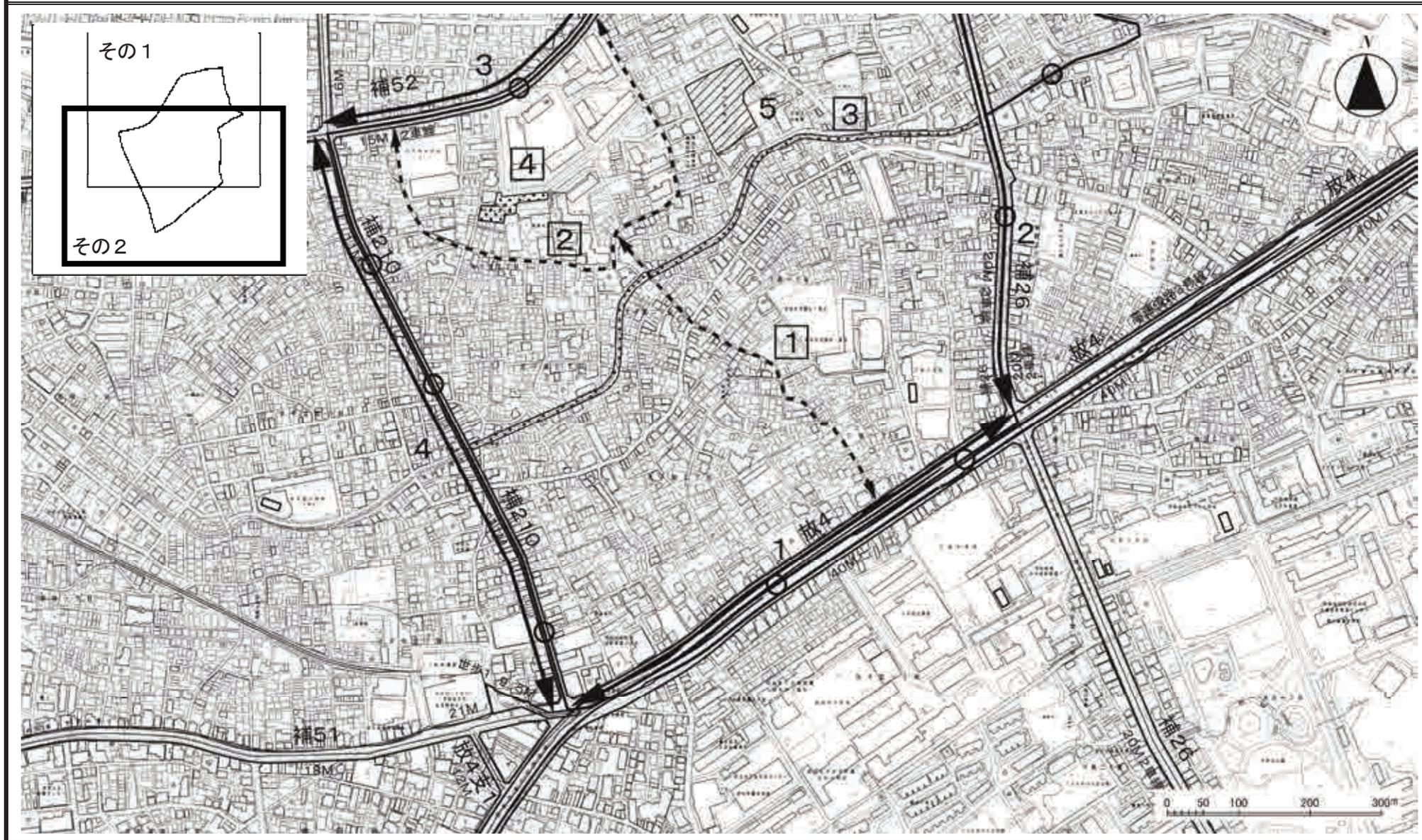


世.1 北沢五丁目・大原一丁目地区		約44.4ha
防災再開発促進地区		
道路センター		
道路センター(計画道路)		
道路の内端		
区境		
線種境界マーク		
防災都市計画施設道路 第1号～第2号		
防災公共施設道路 第1号～第3号		
地区内の事業等	木造住宅密集地域整備事業(事業中)	地区全域
	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)	地区全域
	街路整備事業(事業中)	放射23号線
	沿道整備事業(事業中)	環七沿道
	防災街区整備地区計画(決定済)	北沢五丁目・大原一丁目地区
	沿道地区計画(決定済)	世田谷区環七 大原・羽根木地区
東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制		地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目(住居表示)		
北沢五丁目(全域)、大原一丁目(全域)		
0 50 100 200 300m		

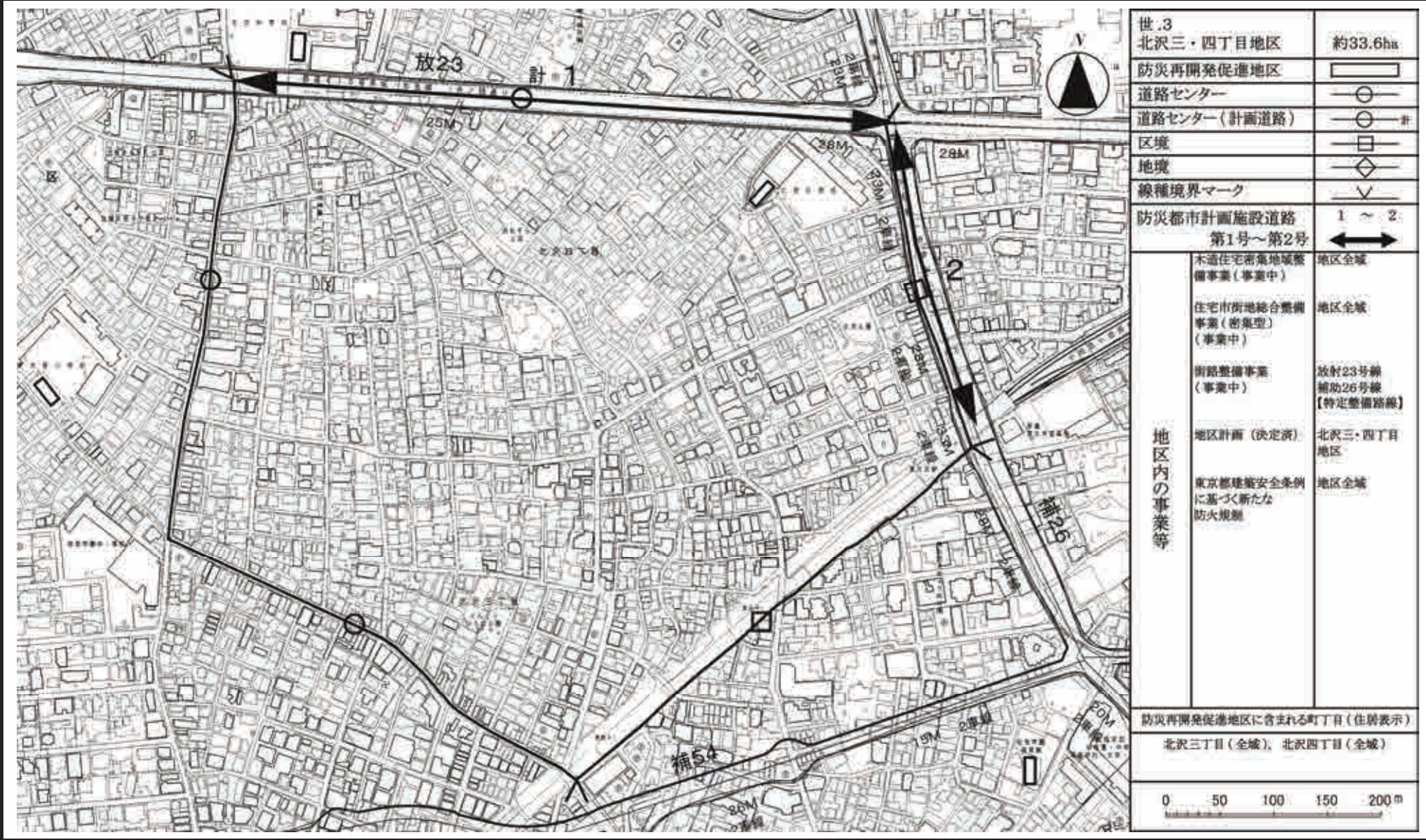
# 防災再開発促進地区（世. 2）太子堂・三宿地区（その1）



## 防災再開発促進地区（世. 2）太子堂・三宿地区（その2）

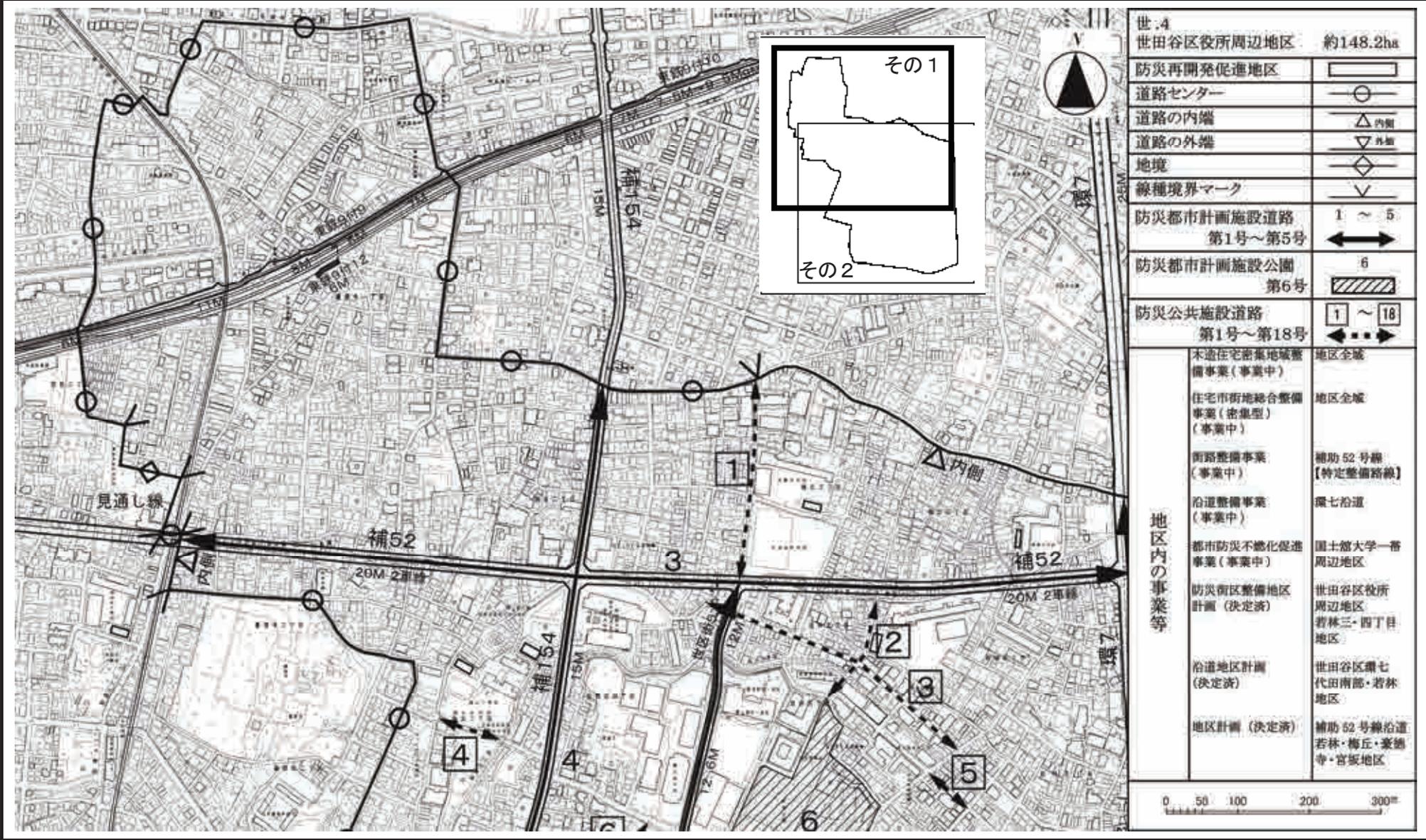


# 防災再開発促進地区（世. 3）北沢三・四丁目地区

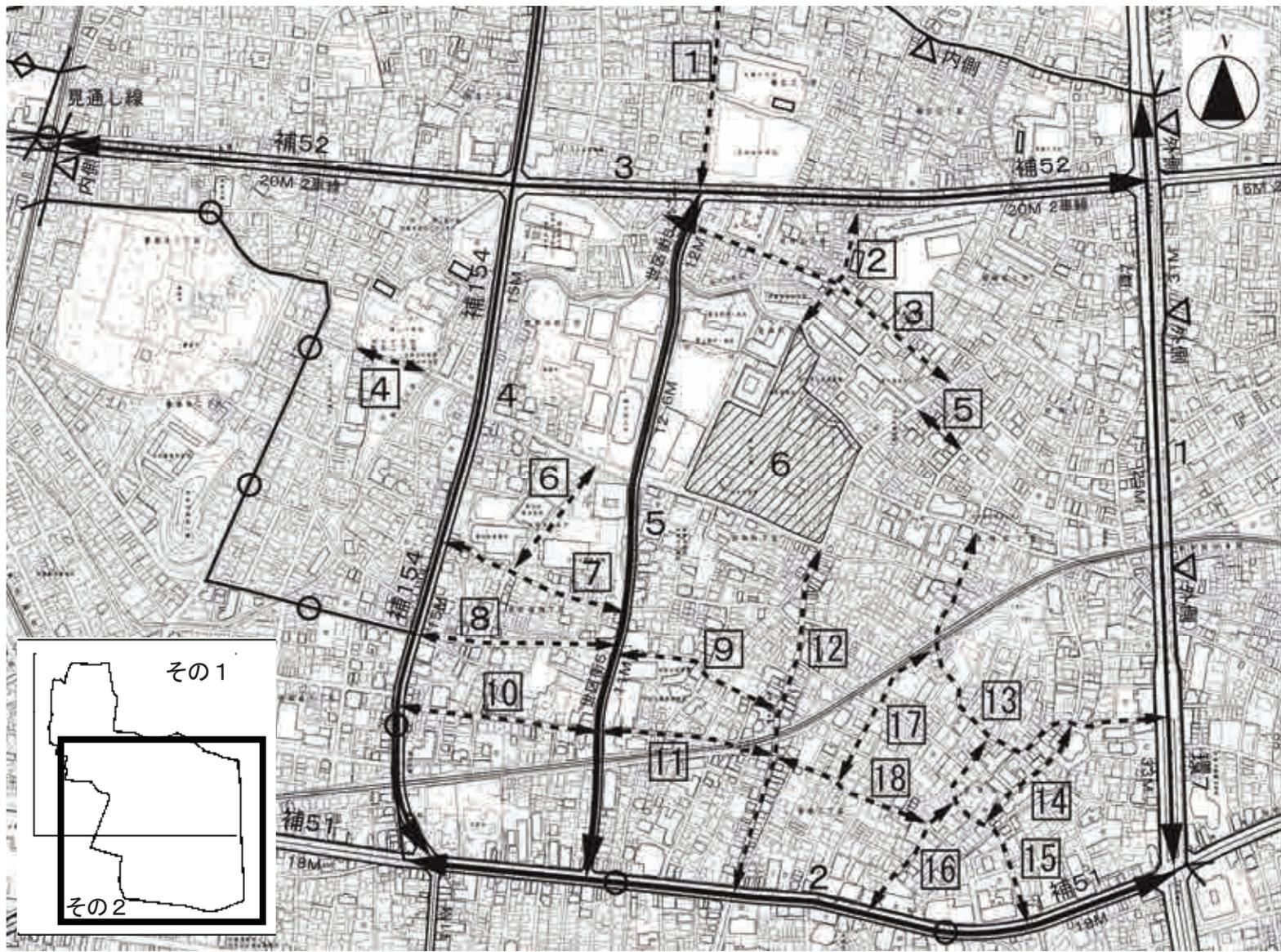


世.3 北沢三・四丁目地区	約33.6ha
防災再開発促進地区	
道路センター	
道路センター(計画道路)	
区境	
地境	
線種境界マーク	
防災都市計画施設道路 第1号～第2号	
地区内の事業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>木造住宅密集地域整備事業(事業中) 地区全域</li> <li>住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 地区全域</li> <li>街路整備事業(事業中) 放射23号線補助26号線【特定整備路線】</li> <li>地区計画(決定済) 北沢三・四丁目地区</li> <li>東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 地区全域</li> </ul>
防災再開発促進地区に含まれる町丁目(住居表示)	
北沢三丁目(全域)、北沢四丁目(全域)	
0 50 100 150 200m	

# 防災再開発促進地区（世. 4）世田谷区役所周辺地区（その1）

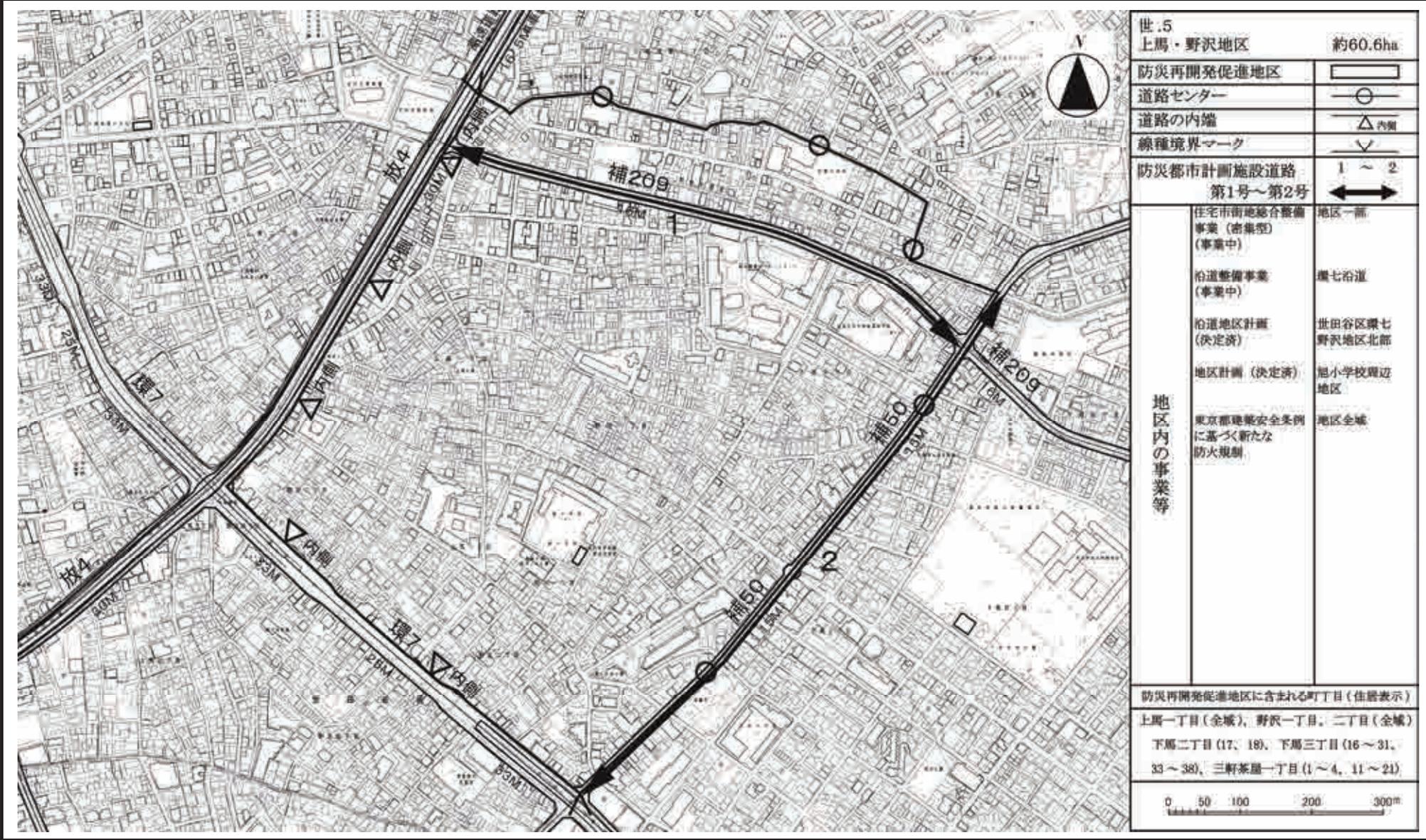


# 防災再開発促進地区（世. 4）世田谷区役所周辺地区（その2）

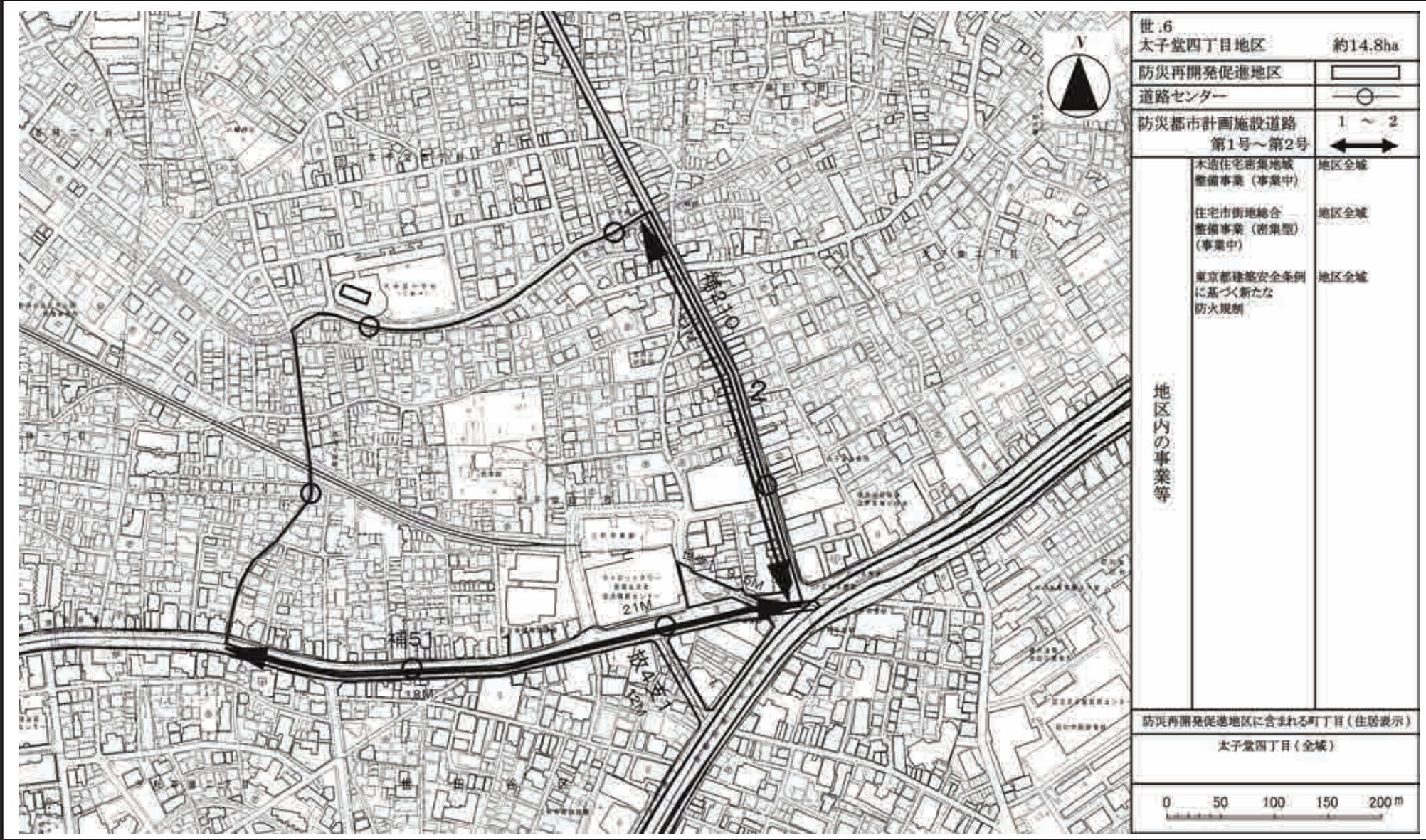


地区内の事業等	特定防災街区整備地区（決定済）	世田谷区国士館大学一帯I地区 世田谷区国士館大学一帯II地区
	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
若林三～五丁目（全域）		
世田谷三丁目（20、25～26）世田谷四丁目（全域）		
梅ヶ丘二～三丁目（全域）		
豪徳寺一丁目（全域）		
豪徳寺二丁目（2～10）（25～31）		
宮坂二丁目（1～9、20）		
赤堤一丁目（1～5）、赤堤二丁目（1～6）		
松原六丁目（42～43）		
0 50 100 200 300m		

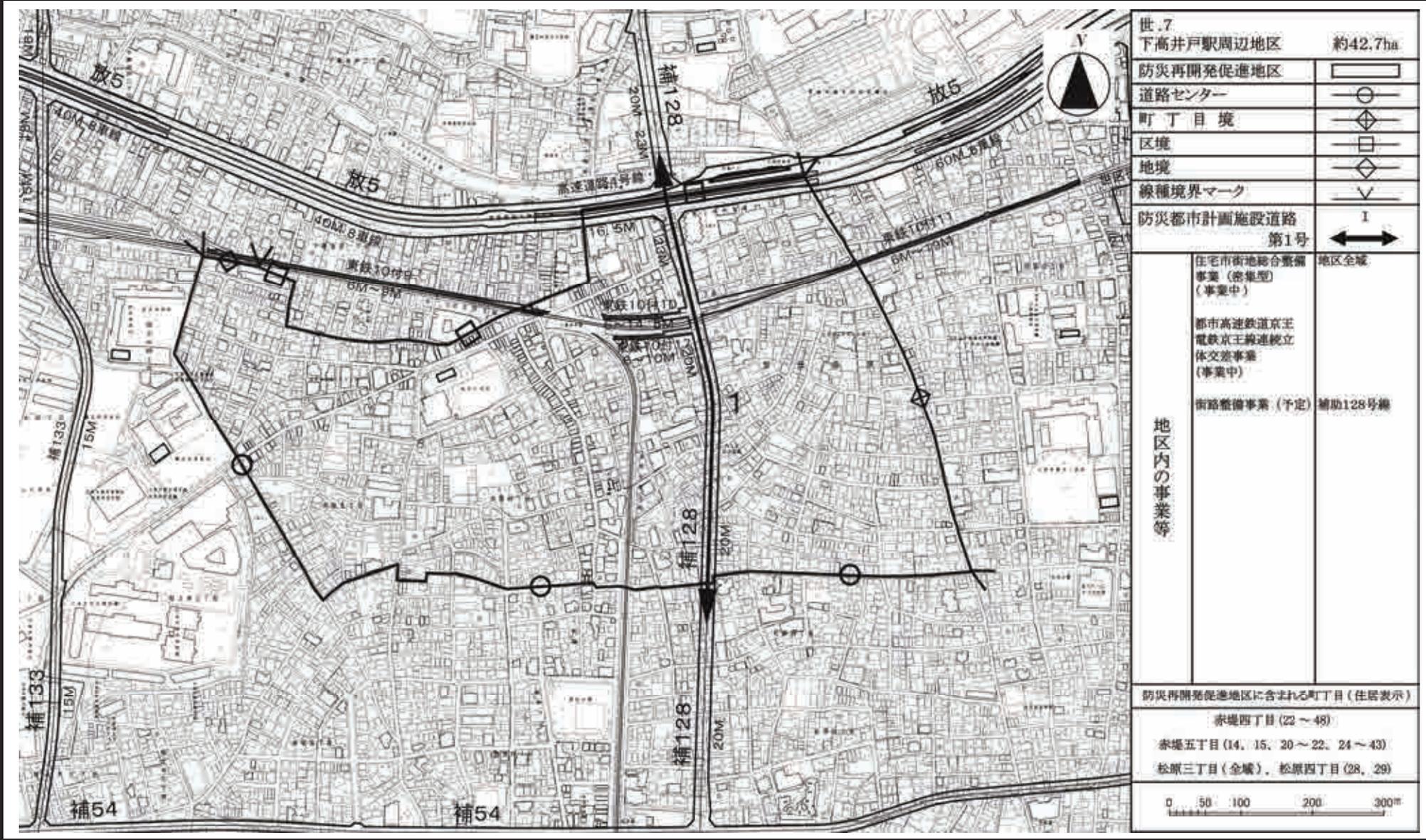
# 防災再開発促進地区（世. 5）上馬・野沢地区



# 防災再開発促進地区（世. 6）太子堂四丁目地区



# 防災再開発促進地区(世. 7) 下高井戸駅周辺地区

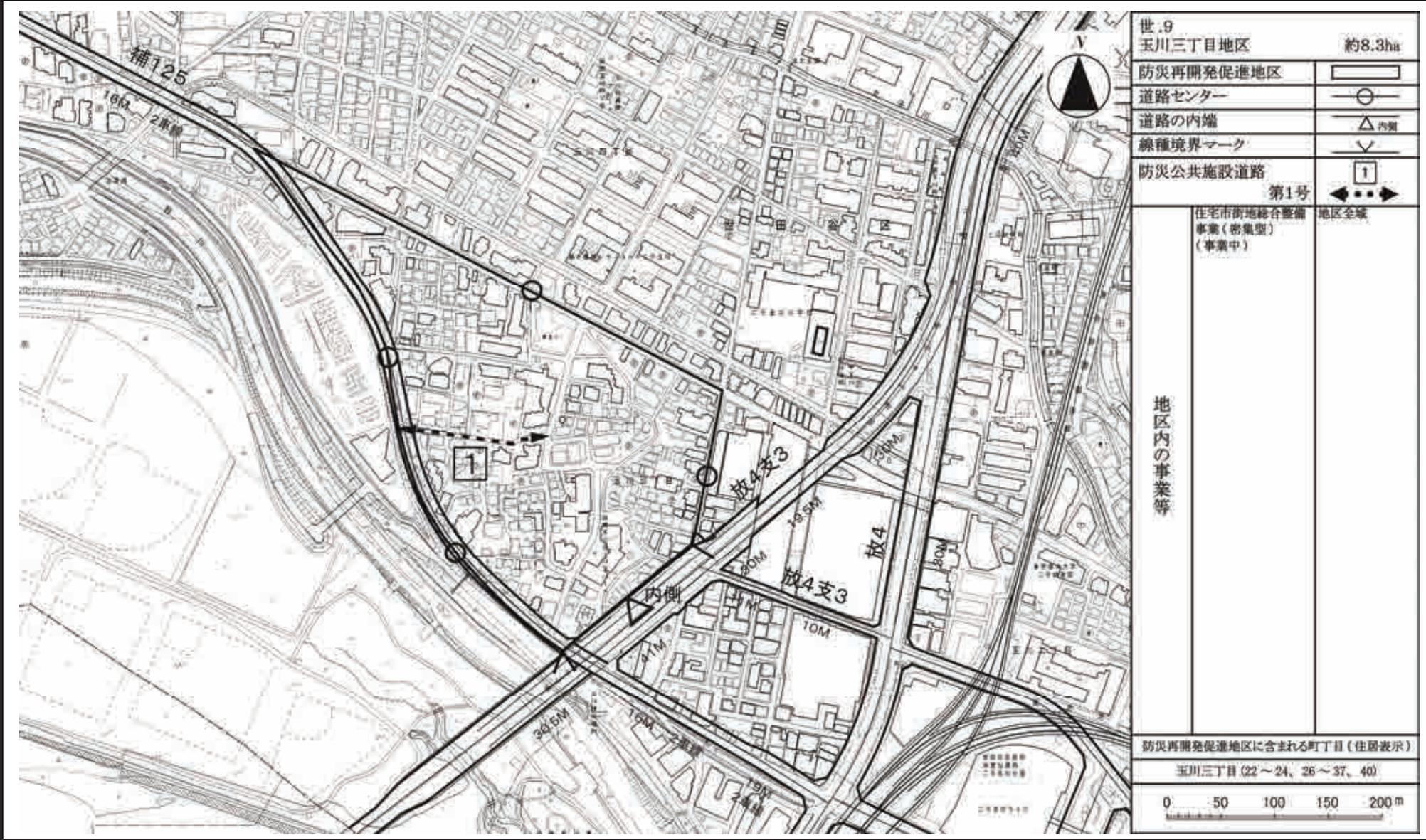


# 防災再開発促進地区（世. 8）明大前駅周辺地区

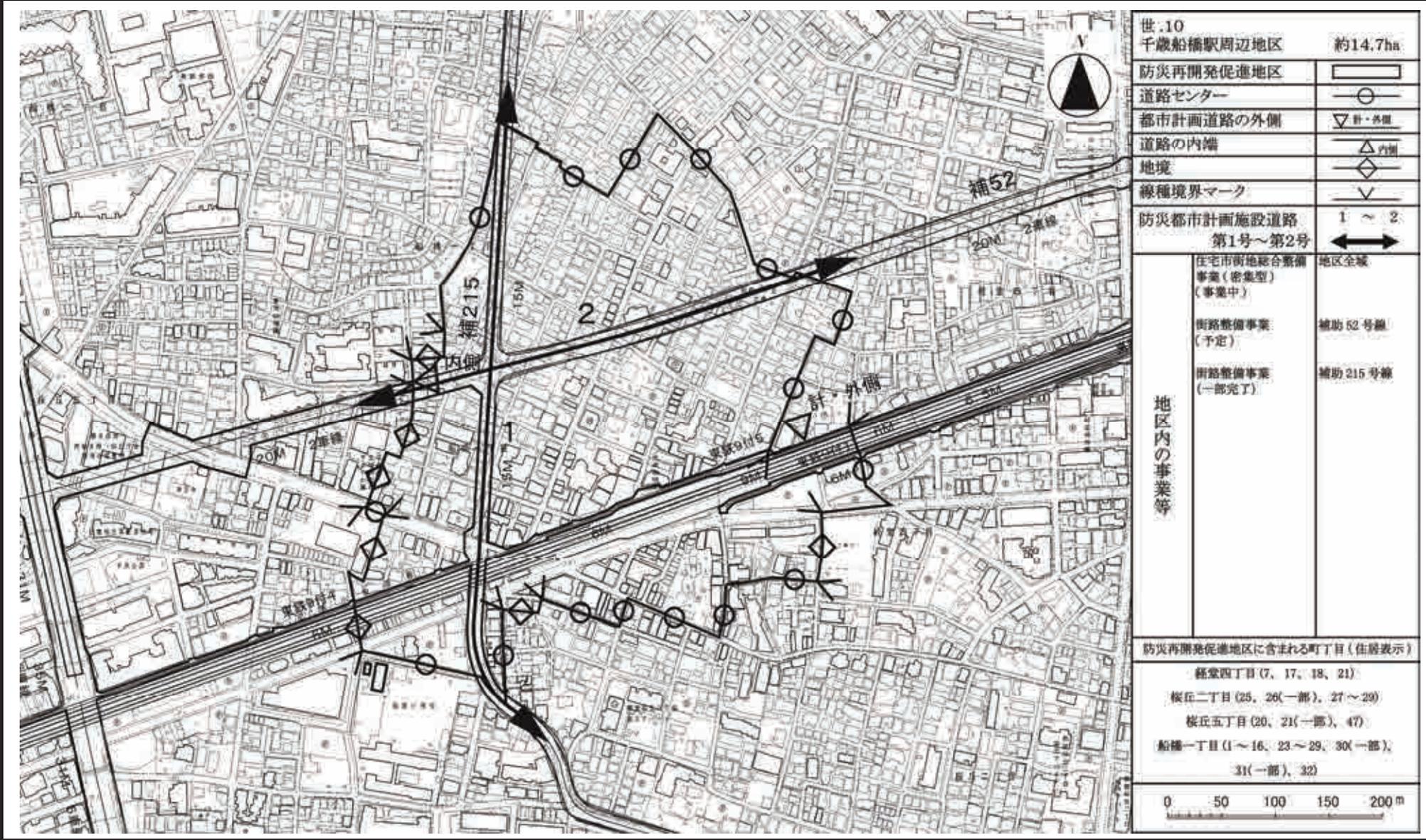


世.8 明大前駅周辺地区		約70.2ha
防災再開発促進地区	[Symbol]	
道路センター	[Symbol]	
町丁目境	[Symbol]	
区境	[Symbol]	
地境	[Symbol]	
線種境界マーク	[Symbol]	
防災都市計画施設道路 第1号～第2号	[Symbol]	
地区内の事業等	住宅市街地総合整備事業（遊集型）（事業中）	地区全域
	都市高速鉄道京王電鉄京王線連絡立体交差事業（事業中）	
	街路整備事業（事業中）	放射23号線 補助164号線 区画街路13号線
	地区計画（決定済）	明大前駅北側地区 明大前駅駅前広場周辺地区
地区計画（予定）	放射23号線沿道地区	
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
羽根木二丁目（27～41）		
松原一丁目（全域）、松原二丁目（全域）		
松原五丁目（18～20、34～39、41～43）		
0 50 100 200 300m		

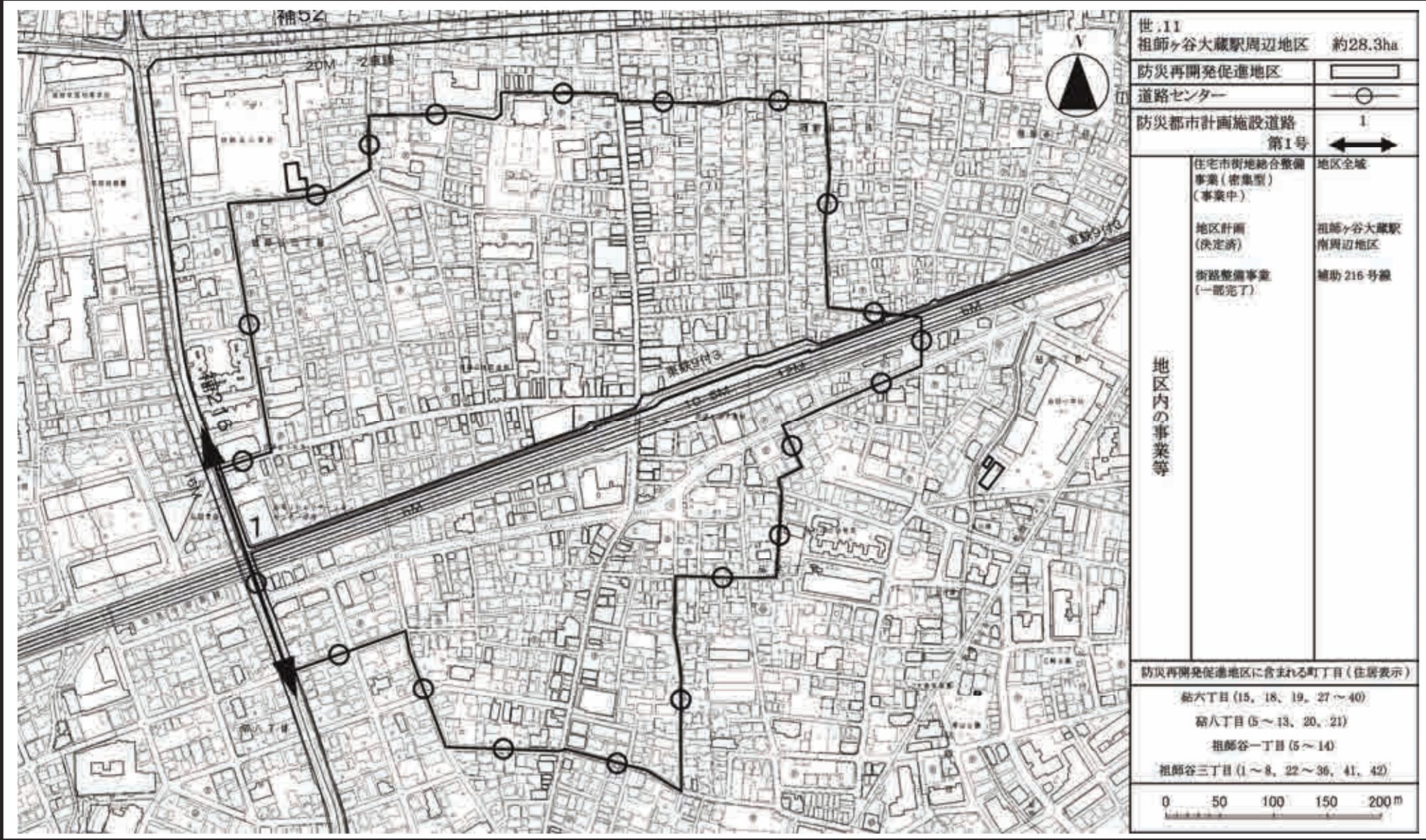
# 防災再開発促進地区（世. 9）玉川三丁目地区



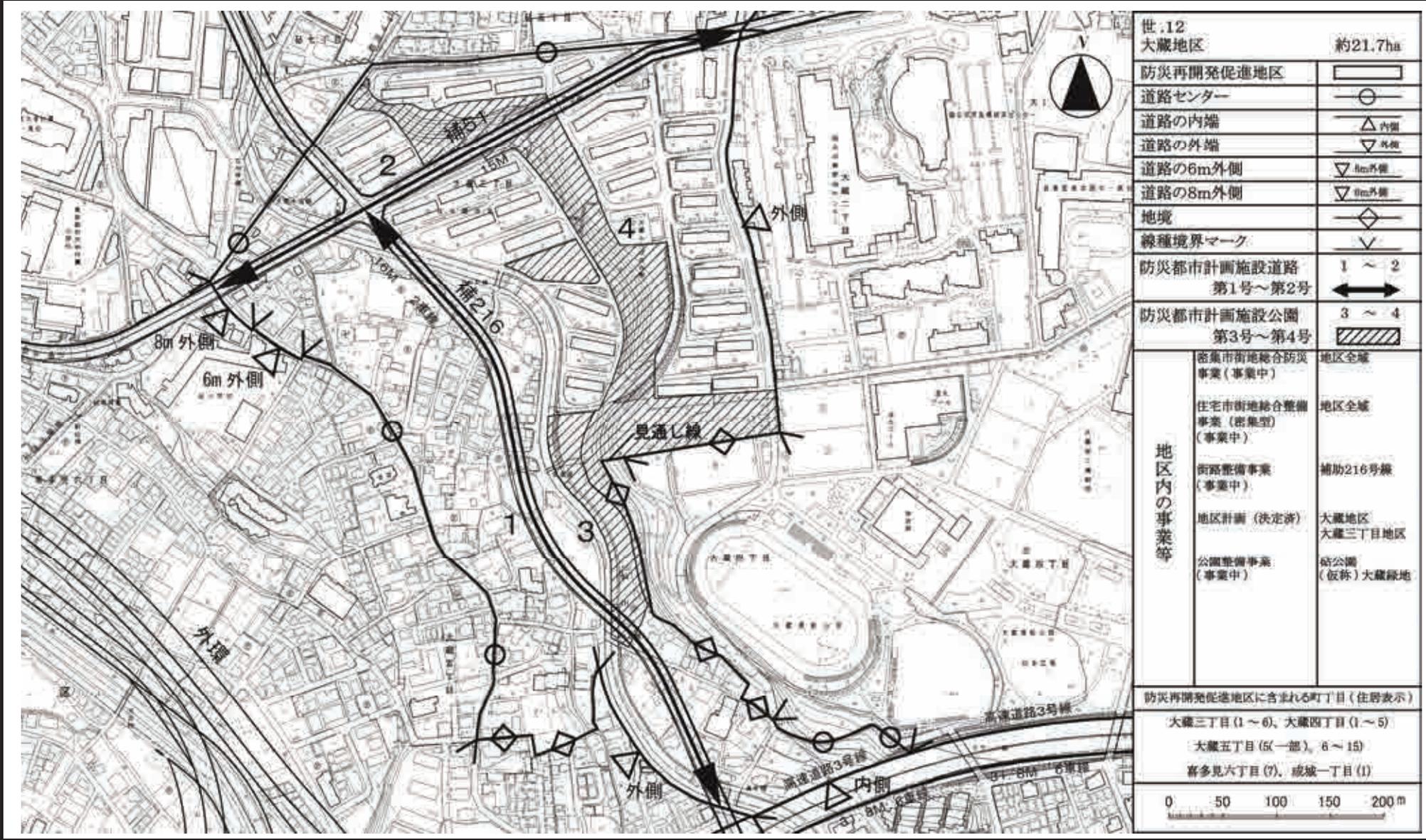
防災再開発促進地区（世. 10）千歳船橋駅周辺地区



# 防災再開発促進地区（世. 11）祖師ヶ谷大蔵駅周辺地区



防災再開発促進地区（世. 12）大蔵地区



世.12 大蔵地区		約21.7ha
防炎再開発促進地区		
道路センター		
道路の内端		
道路の外端		
道路の6m外側		
道路の8m外側		
地境		
線種境界マーク		
防炎都市計画施設道路 第1号～第2号		
防炎都市計画施設公園 第3号～第4号		
地区内の事業等	密集市街地総合防災 事業（事業中）	地区全域
	住宅市街地総合整備 事業（密集型） （事業中）	地区全域
	街路整備事業 （事業中）	補助216号線
	地区計画（決定済）	大蔵地区 大蔵三丁目地区
	公園整備事業 （事業中）	砦公園 （仮称）大蔵緑地
防炎再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
大蔵三丁目（1～6）、大蔵四丁目（1～5）		
大蔵五丁目（5（一部）、6～15）		
喜多見六丁目（7）、成城一丁目（1）		
0 50 100 150 200m		

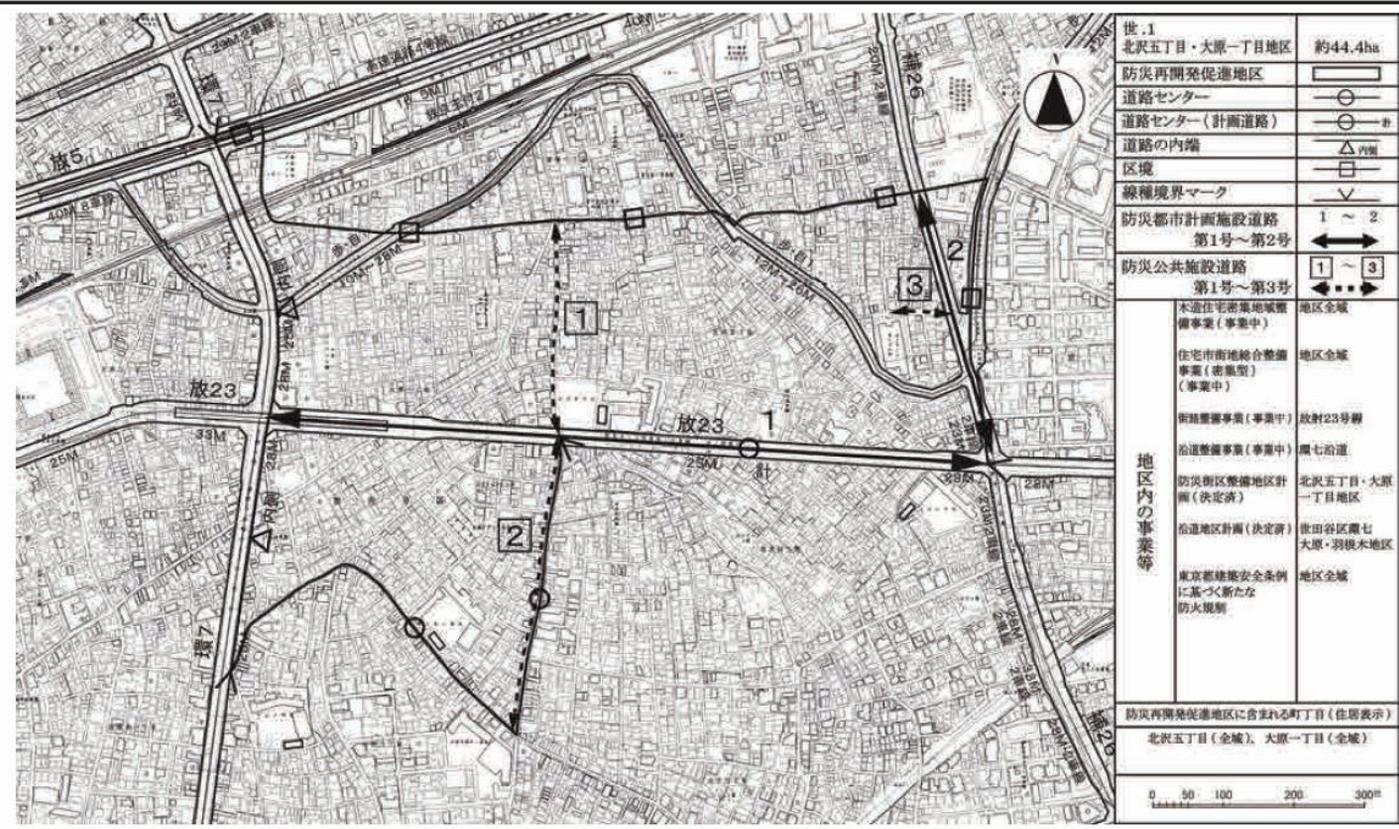
## 防災街区整備方針 新旧対象

## 新旧対象図書について

- (1) 今回の変更案で新たに追加した箇所については、新の図書に楕円で示しております。
- (2) 現行の防災街区整備方針（平成26年改定）から修正した箇所については、旧の図書に楕円で示しております。

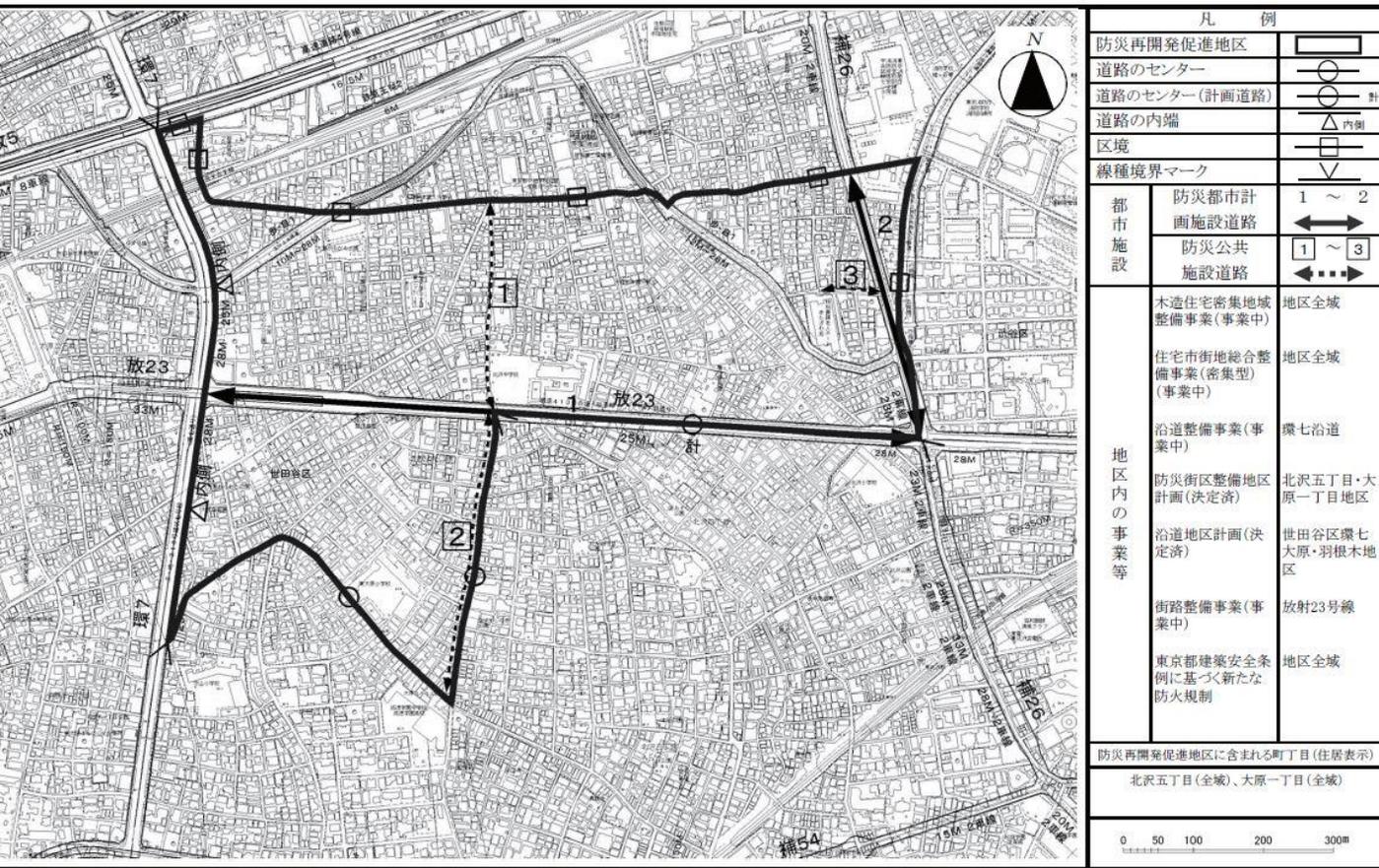
防災再開発促進地区（世. 1）北沢五丁目・大原一丁目地区

約44.4ha



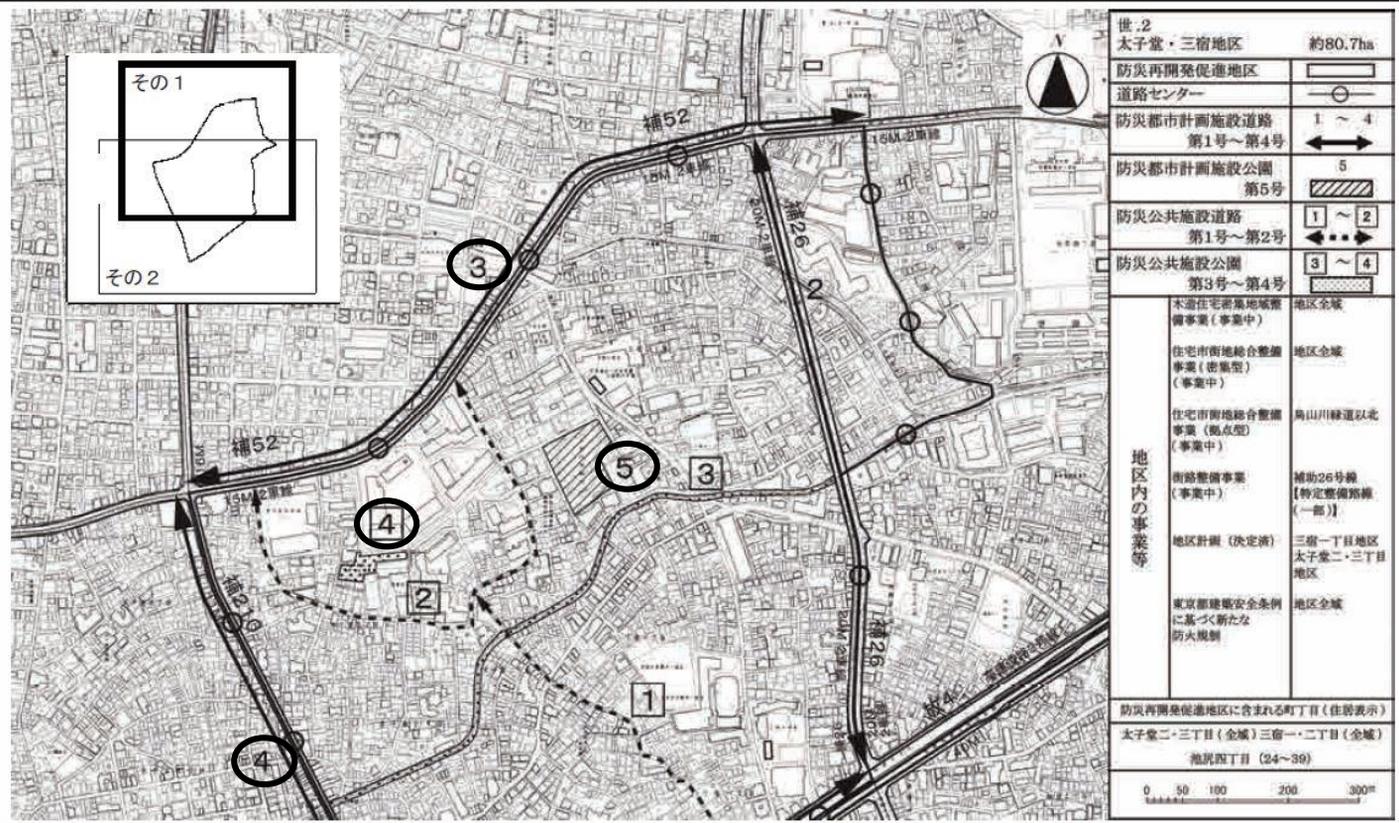
防災再開発促進地区 世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区

約44.4ha



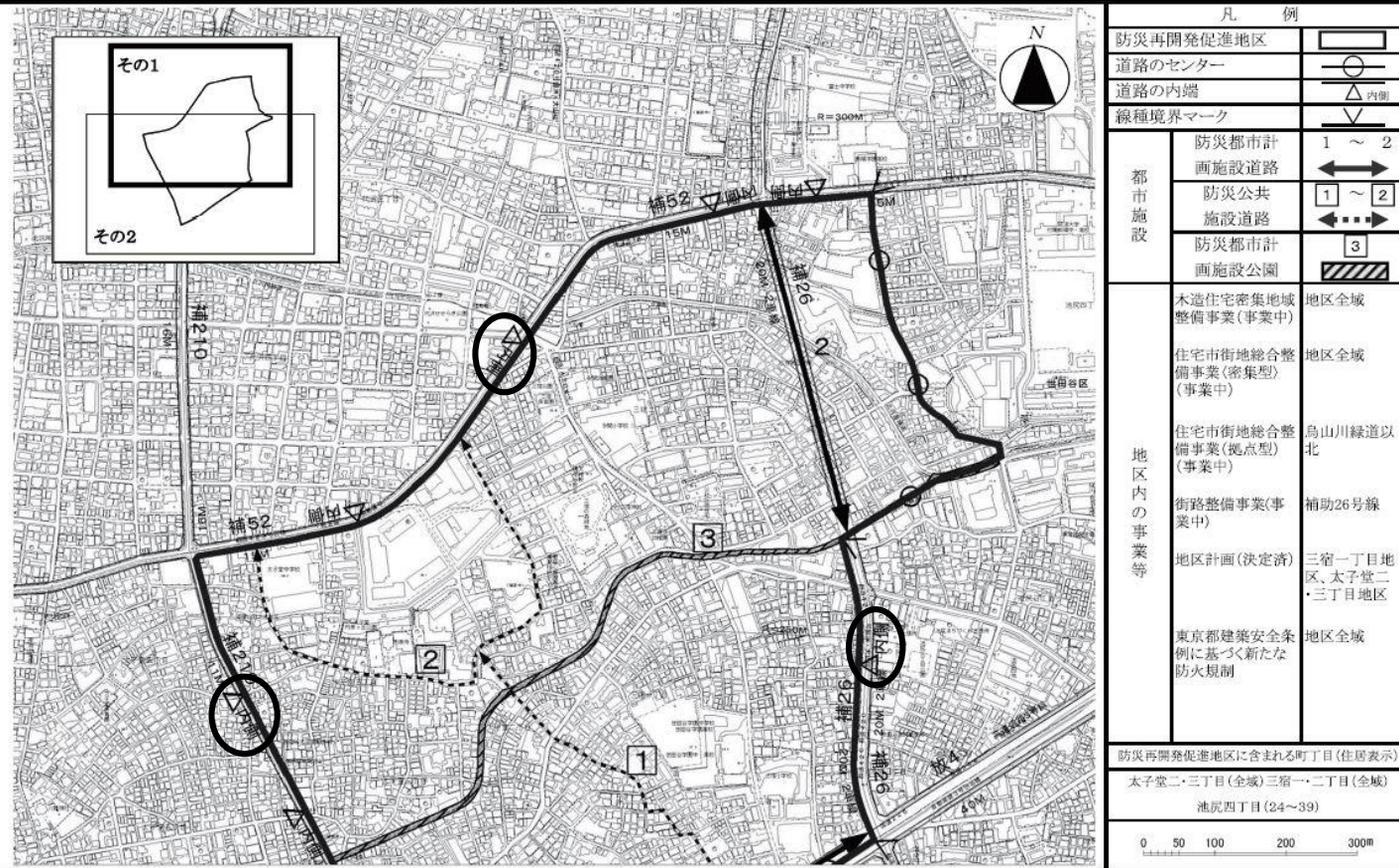
防災再開発促進地区（世. 2）太子堂・三宿地区（その1）

約80.7ha

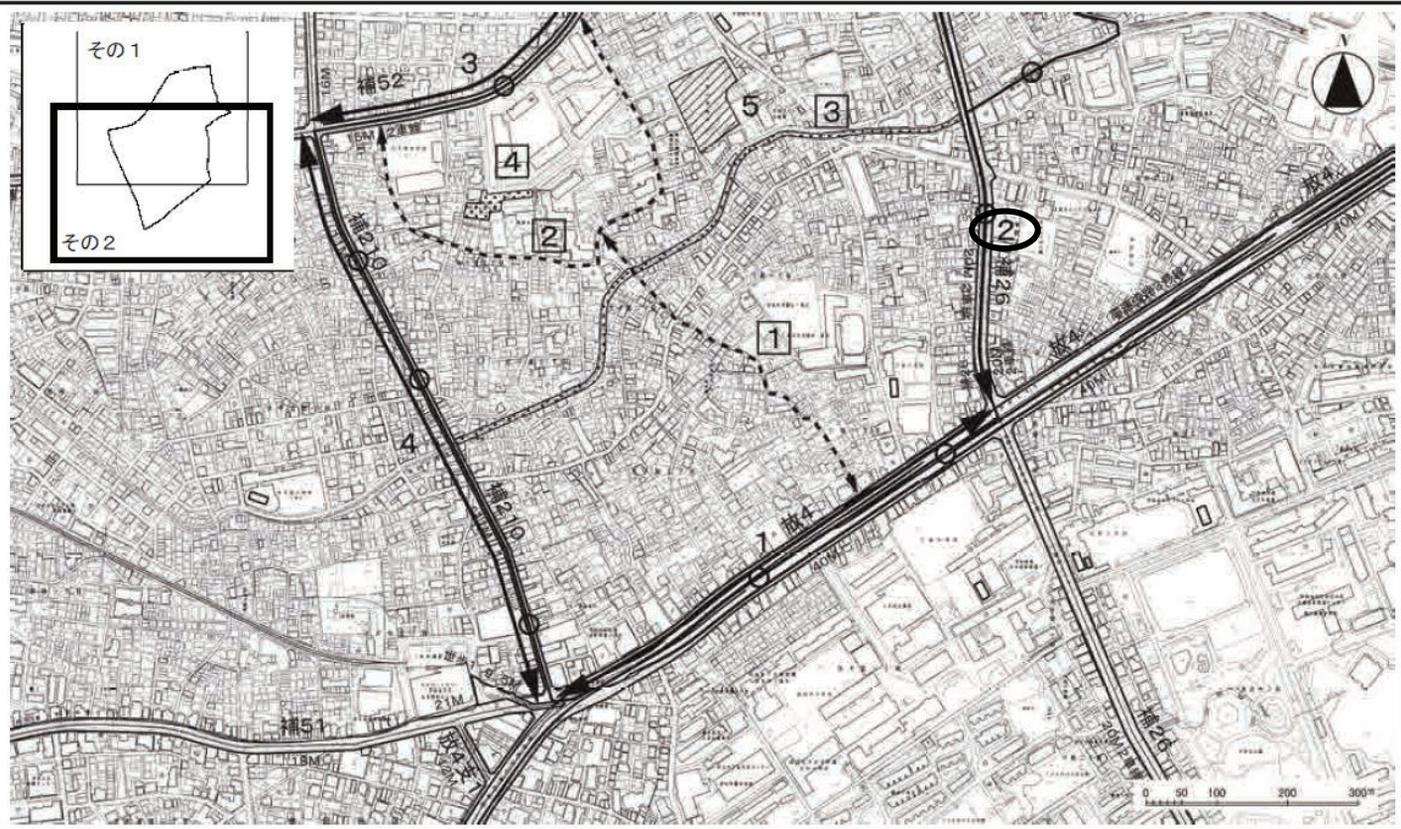


防災再開発促進地区 世. 2 太子堂・三宿地区 その1

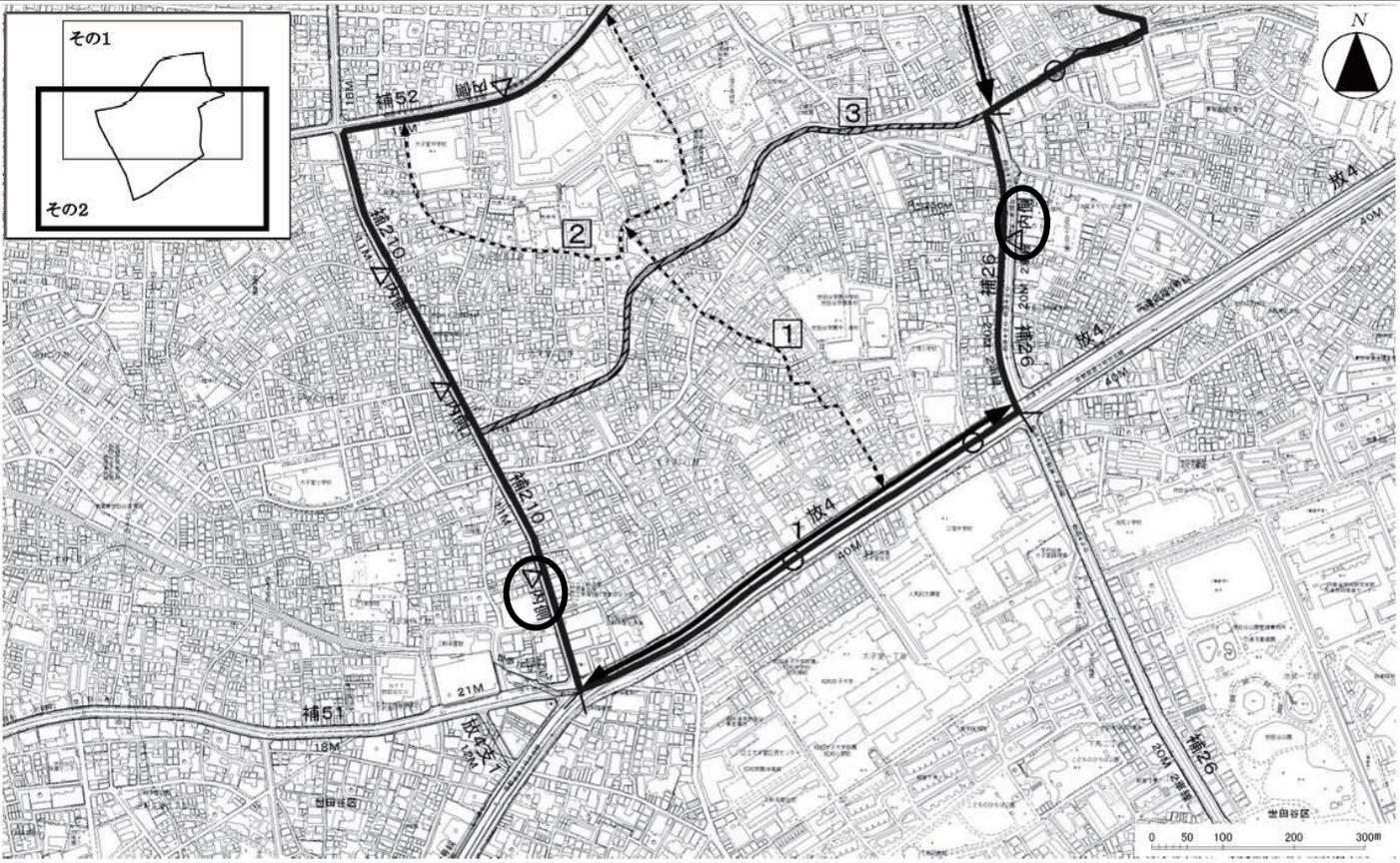
約78.6ha



防災再開発促進地区 (世. 2) 太子堂・三宿地区 (その2)

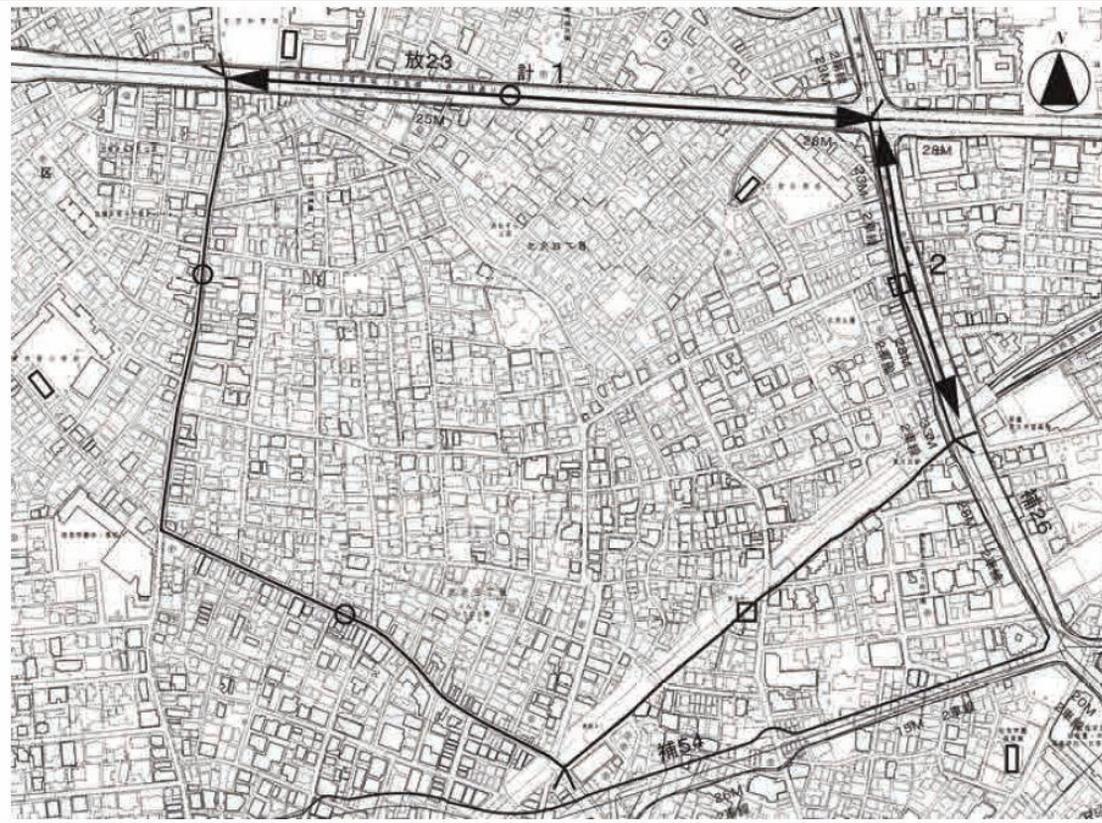


防災再開発促進地区 世. 2 太子堂・三宿地区 その2



防災再開発促進地区（世. 3）北沢三・四丁目地区

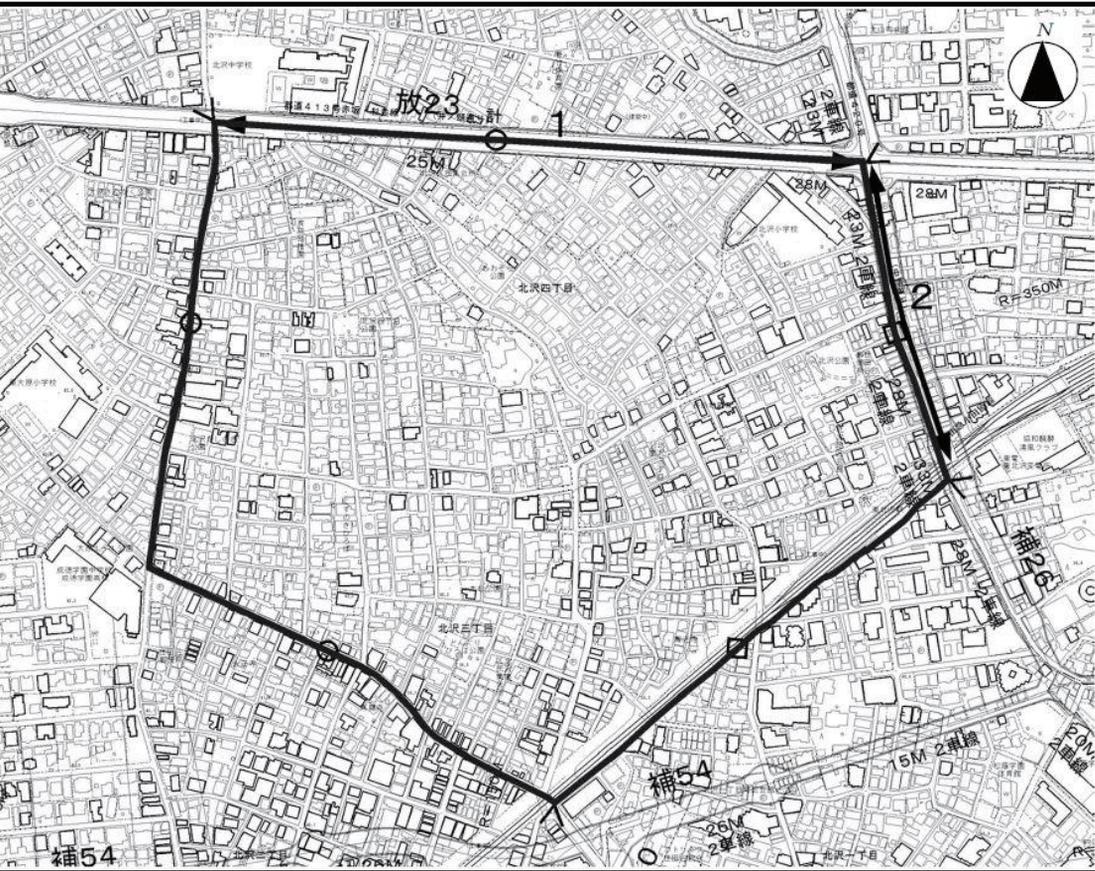
約33.6ha



世.3 北沢三・四丁目地区	約33.6ha
防災再開発促進地区	
道路センター	
道路センター(計画道路)	
区境	
地境	
線種境界マーク	
防災都市計画施設道路 第1号～第2号	
不適住宅密集地域整備事業(事業中)	地区全域
住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)	地区全域
街路整備事業(事業中)	放射23号線 補助26号線 【特定整備路線】
地区計画(決定済)	北沢三・四丁目地区
東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目(住居表示)	北沢三丁目(全域)、北沢四丁目(全域)
0 50 100 150 200m	

防災再開発促進地区 世. 3 北沢三・四丁目地区

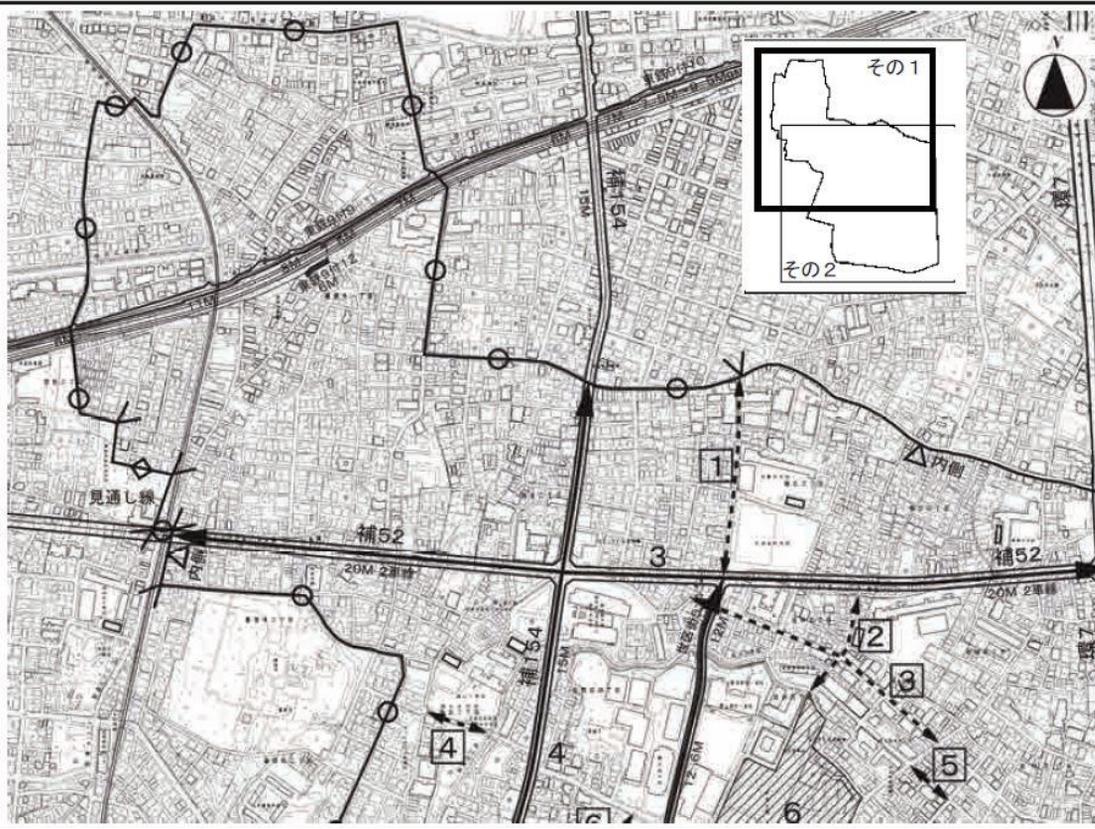
約33.6ha



凡 例	
防災再開発促進地区	
道路のセンター	
道路のセンター(計画道路)	
区境	
地境	
線種境界マーク	
施 設 市	防災都市計 画施設道路
地区内の事業等	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)
	地区全域
	不適住宅密集地域整備事業(事業中)
	地区全域
	街路整備事業(事業中)
	放射23号線 補助26号線
	都市高速鉄道小田 急電鉄小田原線連 続立体交差事業 (事業中)
	小田急小田原 線代々木上原 ・梅ヶ丘駅間
	地区計画(決定済)
	北沢三・四丁目
	東京都建築安全条 例に基づく新たな 防火規制
	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目(住居表示)	
北沢三丁目(全域)、北沢四丁目(全域)	
0 50 100 150 200m	

防災再開発促進地区 (世. 4) 世田谷区役所周辺地区 (その1)

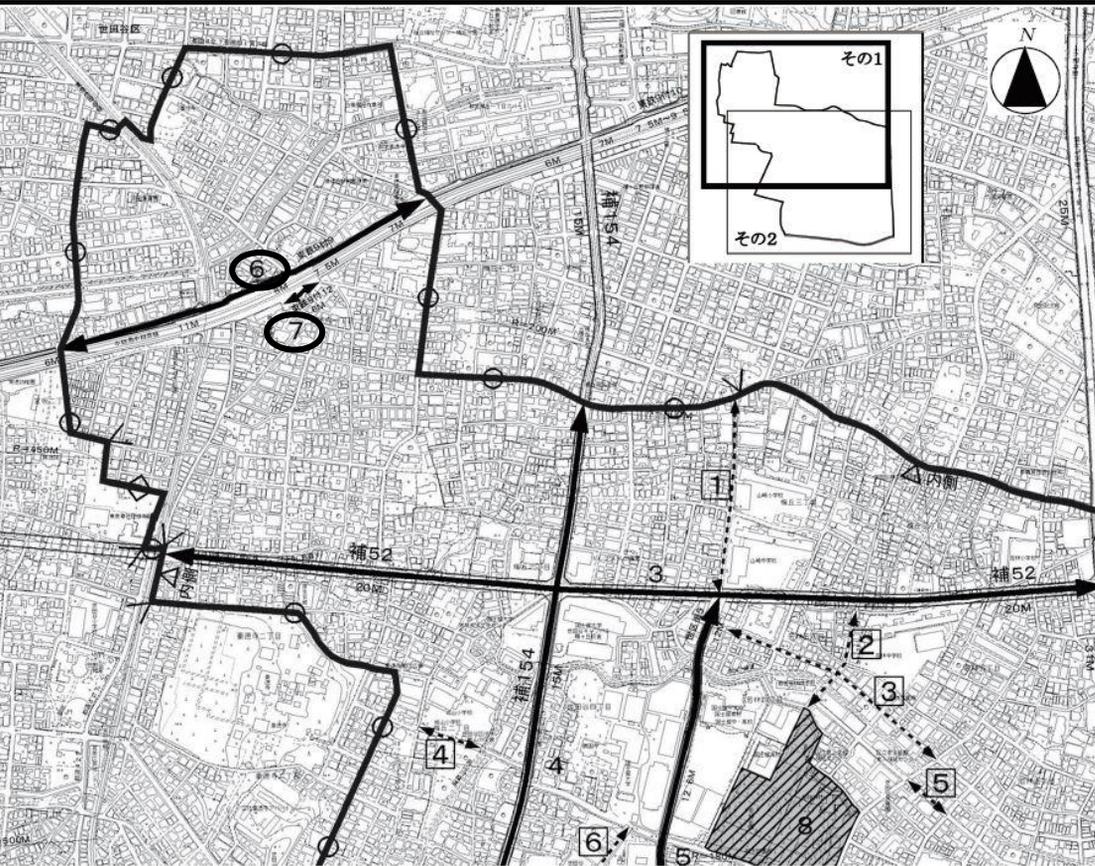
約148.2ha



世.4 世田谷区役所周辺地区	約148.2ha
防災再開発促進地区	
道路センター	
道路の内端	
道路の外端	
地境	
線種境界マーク	
防災都市計画施設道路 第1号～第5号	
防災都市計画施設公園 第6号	
防災公共施設道路 第1号～第18号	
木造住宅密集地域整備事業(事業中)	地区全域
住宅市街地総合整備事業(複集型)(事業中)	地区全域
街路整備事業(事業中)	補助52号線【特定整備路線】
沿道整備事業(事業中)	環七沿道
都市防災不燃化促進事業(事業中)	国士館大学一帯周辺地区
防災街区整備地区計画(決定済)	世田谷区役所周辺地区、若林三・四丁目地区
沿道地区計画(決定済)	世田谷区環七代田南部・若林地区
地区計画(決定済)	補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区

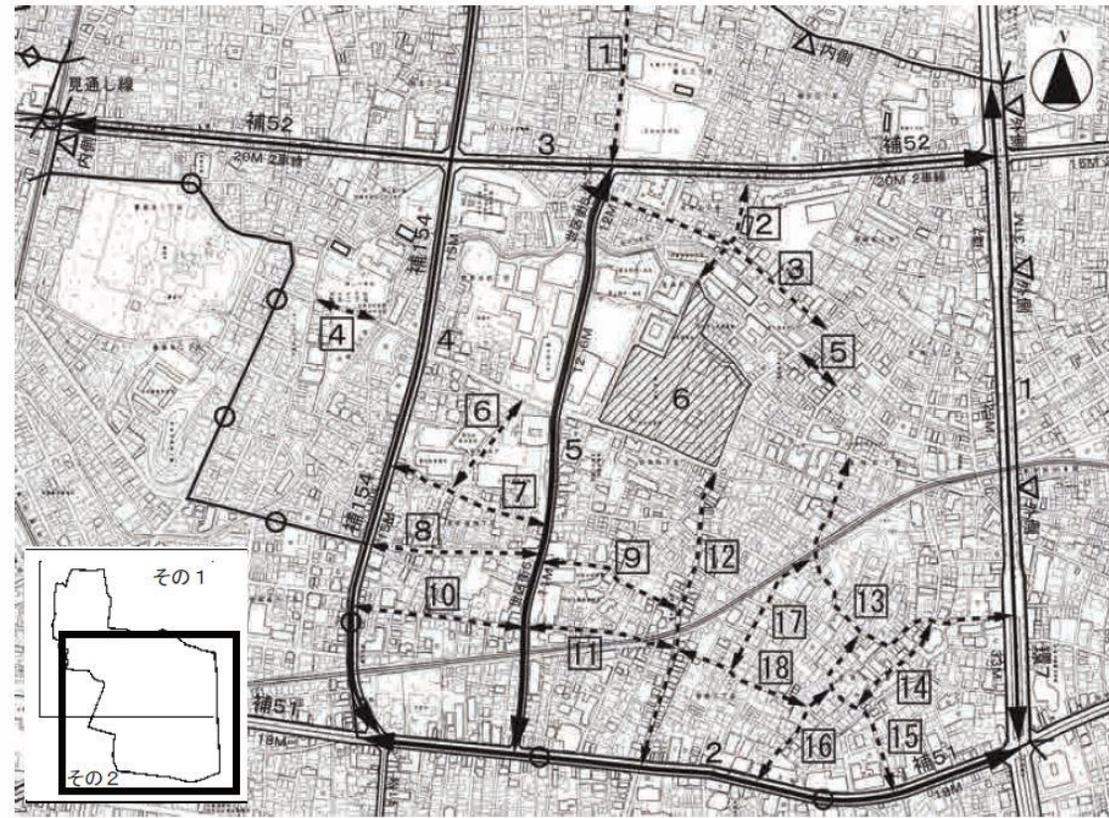
防災再開発促進地区 世. 4 世田谷区役所周辺地区 その1

約148.2ha



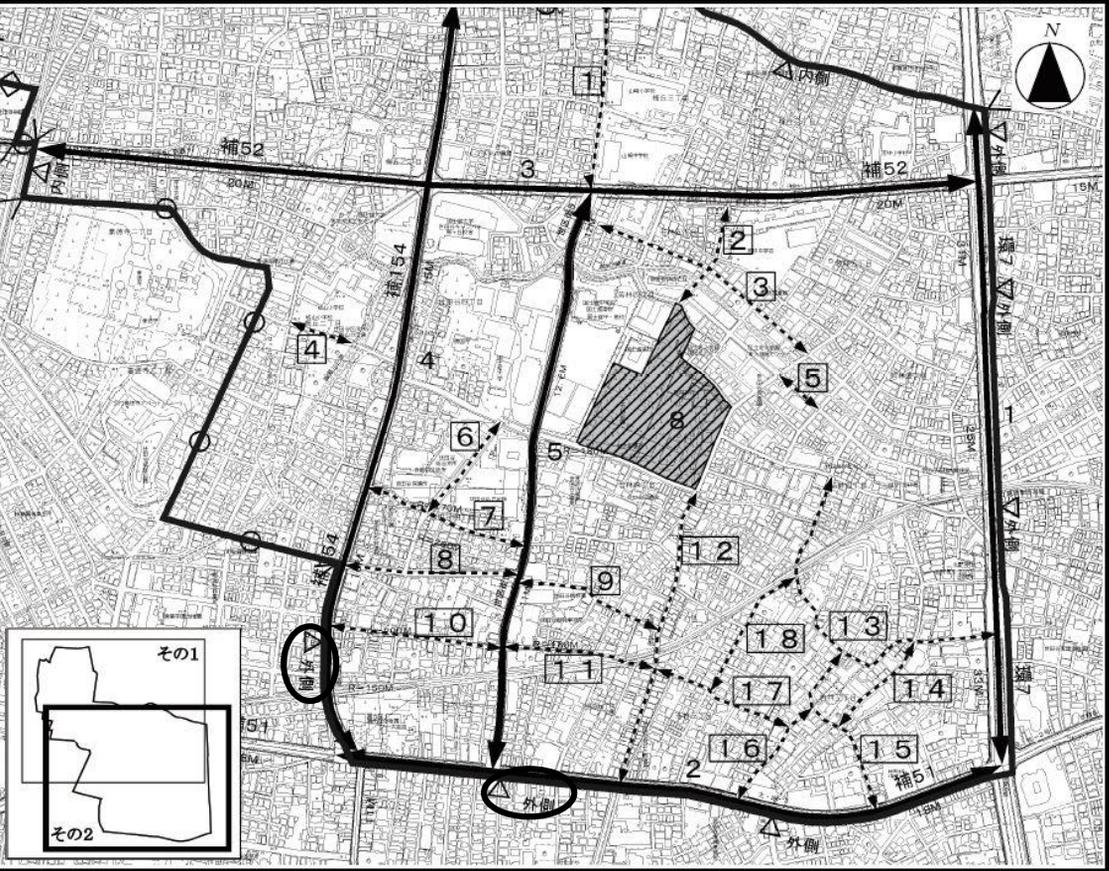
凡 例		
防災再開発促進地区		
道路のセンター		
道路の内端		
道路の外端		
地境		
線種境界マーク		
都市施設	防災都市計画施設道路 第1号～第7号	
	防災公共施設道路 第1号～第18号	
	防災都市計画施設公園 第8号	
地区内の事業等	木造住宅密集地域整備事業(事業中)	地区全域
	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中)	地区全域
	街路整備事業(事業中)	補助154号線
	街路整備事業(予定)	補助52号線
	沿道整備事業(事業中)	環七沿道
	都市防災不燃化促進事業(事業中)	国士館大学一帯周辺地区
防災街区整備地区計画(決定済)	世田谷区役所周辺地区、若林三・四丁目地区	
沿道地区計画(決定済)	世田谷区環七代田南部・若林地区	

防災再開発促進地区（世. 4）世田谷区役所周辺地区（その2）



地区内の事業等	特定防災街区整備地区（決定済）	世田谷区国立館大学一帯Ⅰ地区、世田谷区国立館大学一帯Ⅱ地区
	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
若林三～五丁目（全域）		
世田谷三丁目（20、25～26）世田谷四丁目（全域）		
梅ヶ丘二～三丁目（全域）		
豪徳寺一丁目（全域）		
豪徳寺二丁目（2～10）（25～31）		
宮坂二丁目（1～9、26）		
赤堤一丁目（1～5）、赤堤二丁目（1～6）		
松原六丁目（42～43）		
0 50 100 200 300m		

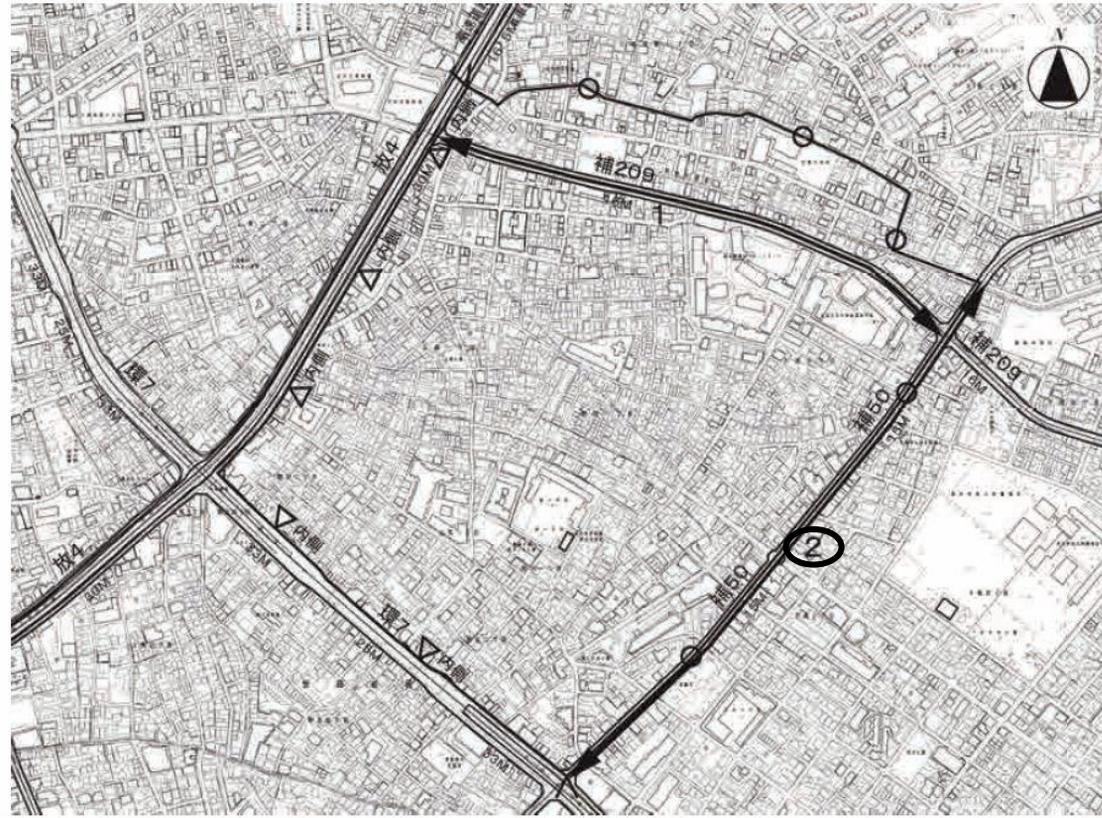
防災再開発促進地区 世. 4 世田谷区役所周辺地区 その2



地区内の事業等	特定防災街区整備地区（決定済）	世田谷区国立館大学一帯Ⅰ地区、世田谷区国立館大学一帯Ⅱ地区
	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
若林三～五丁目（全域）		
世田谷三丁目（20、25～26）		
世田谷四丁目（全域）		
梅ヶ丘二～三丁目（全域）		
豪徳寺一丁目（全域）		
豪徳寺二丁目（2～10）（25～31）		
宮坂二丁目（1～9、26）		
赤堤一丁目（1～5）、赤堤二丁目（1～6）		
松原六丁目（42～43）		
0 50 100 200 300m		

防災再開発促進地区（世. 5）上馬・野沢地区

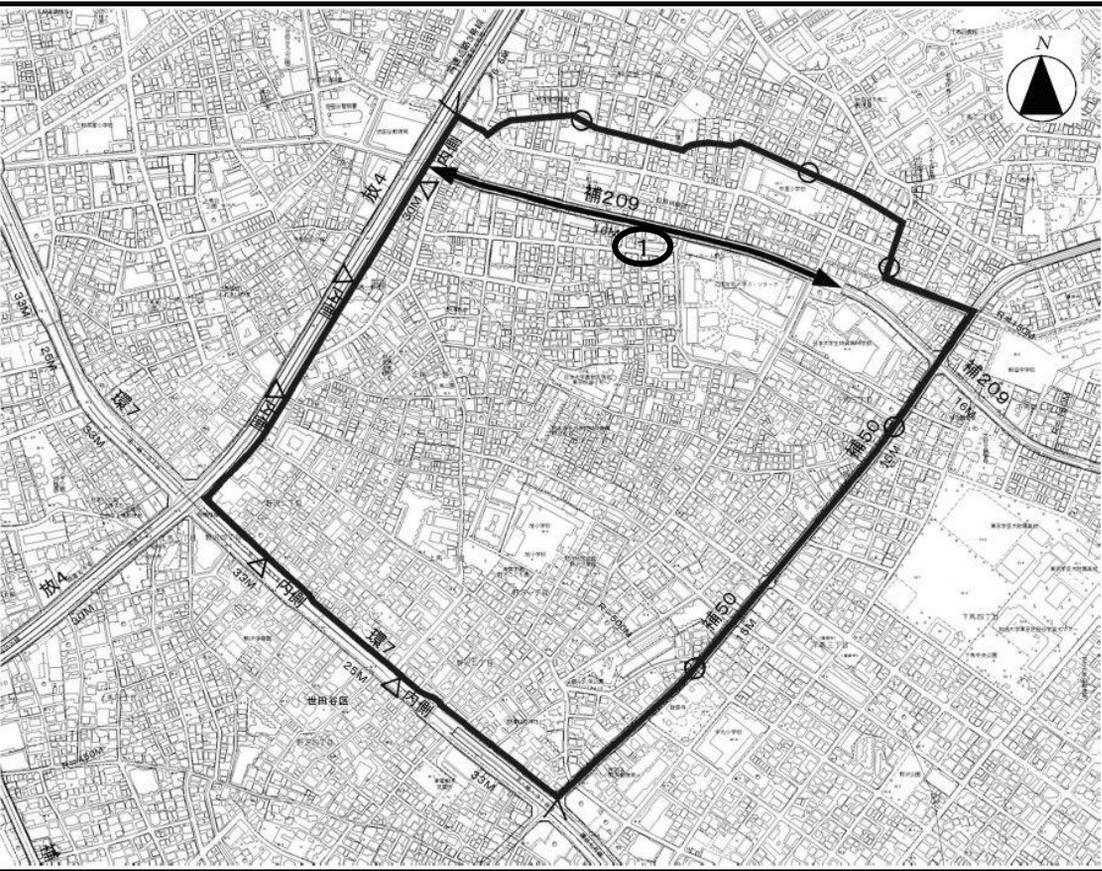
約60.6ha



世.5 上馬・野沢地区		約60.6ha
防災再開発促進地区		
道路のセンター		
道路の内端		
線種境界マーク		
防災都市計画施設道路 第1号～第2号		
地区内の事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）	地区一部
	沿道整備事業（事業中）	環七沿道
	沿道地区計画（決定済）	世田谷区環七野沢地区北部
	地区計画（決定済）	旭小学校周辺地区
	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
上馬一丁目（全域）、野沢一丁目、二丁目（全域）		
下馬二丁目（17、18）、下馬三丁目（16～31、33～38）、三軒茶屋一丁目（1～4、11～21）		
0 50 100 200 300m		

防災再開発促進地区 世. 5 上馬・野沢地区

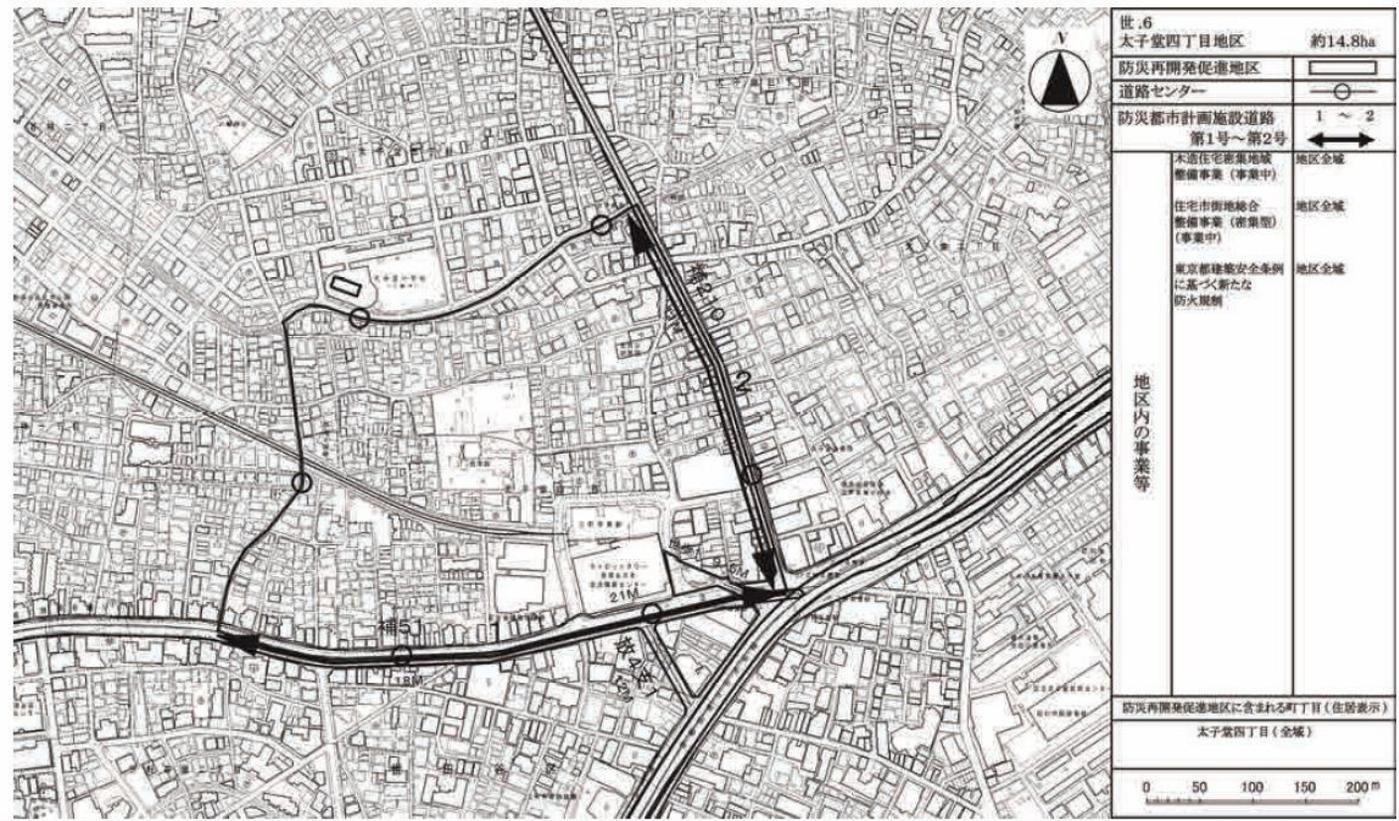
約60.6ha



凡例		
防災再開発促進地区		
道路のセンター		
道路の内端		
線種境界マーク		
施都市	防災都市計画施設道路	
地区内の事業等	住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）	地区全域
	沿道地区計画（決定済）	世田谷区環七代田南部・若林地区
	地区計画（決定済）	旭小学校周辺地区
	沿道整備事業（事業中）	環七沿道
	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	地区全域
防災再開発促進地区に含まれる町丁目（住居表示）		
上馬一丁目（全域）、野沢一丁目、二丁目（全域）		
0 50 100 200 300m		

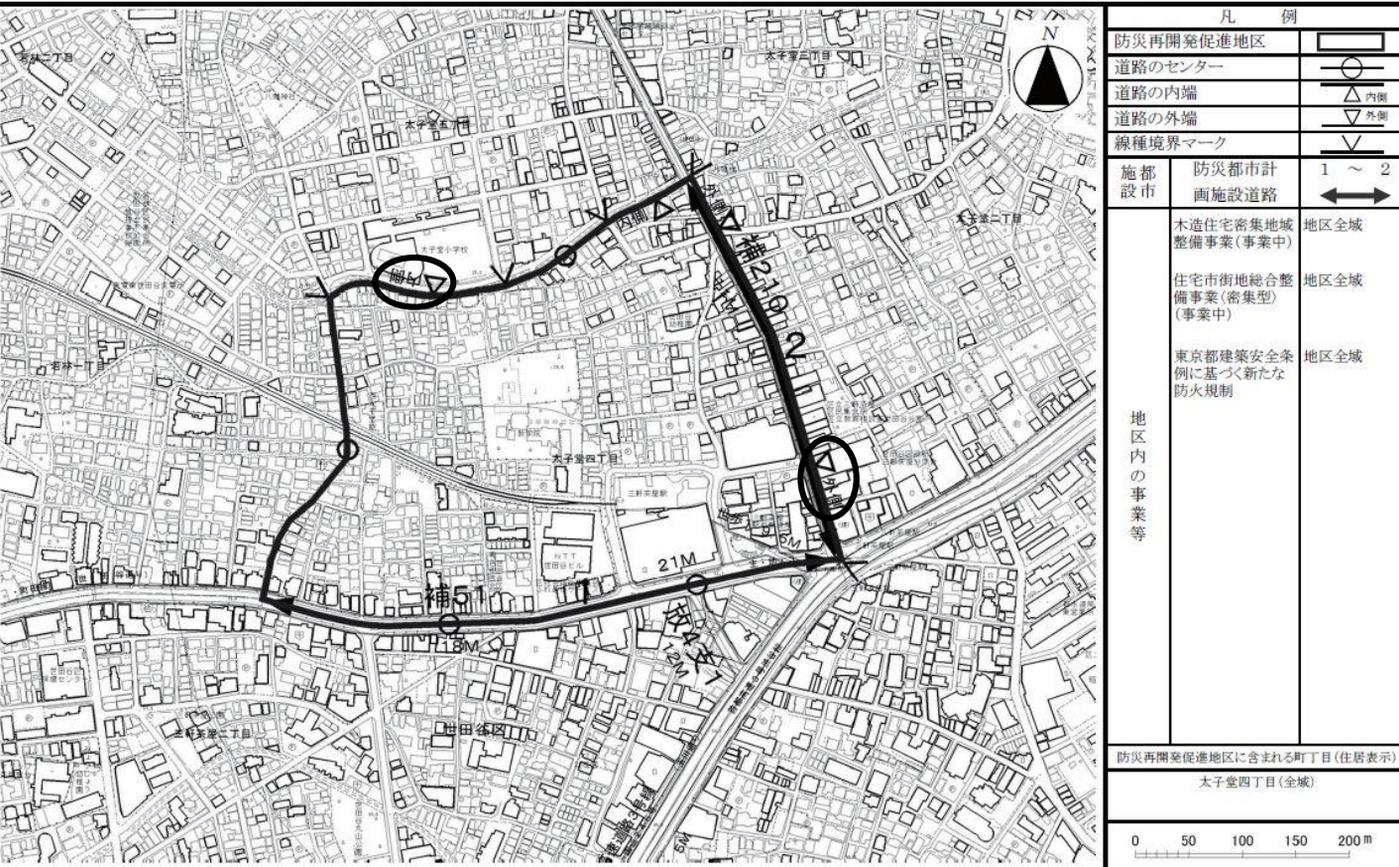
防災再開発促進地区（世. 6）太子堂四丁目地区

約14.8ha



防災再開発促進地区 世. 6 太子堂四丁目地区

約14.8ha



別表1 防災再開発促進地区の整備又は開発の計画の概要 新旧対照表

		新	旧
番号	地区名	世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区	世. 1 北沢五丁目・大原一丁目地区
	面積 (ha)	約 44.4ha	約 44.4ha
	(おおむねの位置)	(世田谷区北東部)	(世田谷区北東部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強いまちづくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	放射 23 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	放射 23 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	1 住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） 沿道整備事業 ・環状七号線（事業中）	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業（事業中）・放射 23 号線 沿道整備事業（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	防災街区整備地区計画 「北沢五丁目・大原一丁目地区」（決定済） 沿道地区計画 「世田谷区環七大原・羽根木地区」（決定済）	防災街区整備地区計画 「北沢五丁目・大原一丁目地区」（決定済） 沿道地区計画「世田谷区環七大原・羽根木地区」（決定済）
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	街路整備事業 ・補助 26 号線（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	街路整備事業（完了）補助 26 号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

		新	旧
番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	世. 2 太子堂・三宿地区 約 80.7ha (世田谷区東部)	世. 2 太子堂・三宿地区 約 78.6ha (世田谷区東部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強いまちづくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	商業・業務機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地として整備する地区、戸建て住宅と共同住宅の調和を図る地区に区分し、各地区単位で整備を進める。 なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	商業業務機能の充実を図る地区、住宅と共存した近隣商業地として整備する地区、戸建て住宅と共同住宅の調和を図る地区に区分しそれぞれの地区ごとに整備を進める。低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効活用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導並びに必要な指導及び助成等を行う。
		2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。
		3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 住宅市街地総合整備事業（拠点型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 26 号線（事業中）【特定整備路線】
		4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	地区計画 「三宿一丁目地区」（決定済） 「太子堂二・三丁目地区」（決定済）
		東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

		新	旧
番号	地区名	世. 3 北沢三・四丁目地区	世. 3 北沢三・四丁目地区
	面積 (ha)	約 33. 6ha	約 33. 6ha
	(おおむねの位置)	(世田谷区北東部)	(世田谷区北東部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強いまちづくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化及び共同化による土地の有効利用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により、建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	放射 23 号線、補助 26 号線、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。	街路整備事業による放射 23 号線（井の頭通り）等の整備、並びに地区計画等による区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に依り定める事項	公共及び民間の役割、条件整備等の措置	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。
	2	実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。
	3	決定又は変更予定の都市計画に関する事項	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・放射 23 号線（事業中） ・補助 26 号線（事業中）【特定整備路線】
	4	その他再開発の促進のために特筆すべき事項	地区計画「北沢三・四丁目地区」（決定済）
		都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	不燃化推進特定整備地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

		新	旧
番号	地区名	世. 4 世田谷区役所周辺地区	世. 4 世田谷区役所周辺地区
	面積 (ha)	約 148.2ha	約 148.2ha
	(おおむねの位置)	(世田谷区中央部)	(世田谷区中央部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	広域避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い街づくりを進める。	避難場所周辺の不燃化を促進するとともに、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い街づくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場及びポケットパークの整備を図る。	低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効活用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による道路・広場・ポケットパークの確保を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。	木造住宅密集地域整備事業、都市防災不燃化促進事業、住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区計画による用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限等を設けることにより、良好な住環境の確保を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	補助 52 号線や区画道路、広場や公園等の整備を図る。	補助 52 号線、補助 154 号線等の整備を図る。地区計画等により、区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に地区計画その他による規制・誘導や必要な指導及び助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業 ・補助 52 号線（事業中）【特定整備路線】 沿道整備事業 ・環状七号線（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中） 街路整備事業・補助 154 号線（事業中）・補助 52 号線（予定） 沿道整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	防災街区整備地区計画 「世田谷区役所周辺地区」（決定済） 「若林三・四丁目地区」（決定済） 沿道地区計画 「世田谷区環七代田南部・若林地区」（決定済） 地区計画 「補助 52 号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区」（決定済） 特定防災街区整備地区 「世田谷区国士舘大学一帯Ⅰ地区」（決定済） 「世田谷区国士舘大学一帯Ⅱ地区」（決定済）	防災街区整備地区計画「世田谷区役所周辺地区」「若林三・四丁目地区」（決定済） 沿道地区計画「世田谷区役所環七代田南部・若林地区」（決定済） 特定防災街区整備地区「世田谷区国士舘大学一帯Ⅰ地区」「世田谷区国士舘大学一帯Ⅱ地区」（決定済）

4	その他再開 発の促進の ために特筆 すべき事項	防災生活圏促進事業（完了） 街路整備事業 ・補助154号線 ・世田谷区画街路5号線（完了） 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	防災生活圏促進事業（完了） 街路整備事業・世区街5号線（一部完了） 街路整備事業・東鉄9付9号線（完了） 都市高速鉄道小田急電鉄小田原線連続立体交差事業（完了） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備事業
---	----------------------------------	--	--

		新	旧
番号	地区名	世. 5 上馬・野沢 地区	世. 5 上馬・野沢 地区
	面積 (ha)	約 60.6ha	約 60.6ha
	(おおむねの位置)	(世田谷区東部)	(世田谷区東部)
a	地区の再開発、整備等の主たる目標	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、地区計画等を活用し、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。
b	防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	幹線道路(放射4号線及び環状七号線)沿道の土地利用と地区内の住宅系土地利用との調和を図る。 なお、低層老朽住宅密集地区においては、建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用を図る。 また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消及び積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパーク等の整備を図る。	国道246号線や環状7号線などの幹線道路沿道の土地利用と地区内部の住宅系土地利用との調和を図る。 低層老朽住宅密集地区の建築物の不燃化・共同化による土地の有効活用を図る。 建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による広場・ポケットパークの確保を図る。
c	建築物の更新の方針	木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業(密集型)により建築物の更新を促進し、不燃化・共同化を図る。
d	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場や公園等の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e	再開発推進のため必要に応じ定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置 公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備を図る。 また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、地区計画その他による規制及び誘導や必要な指導及び助成等を行う。	住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。 一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に必要な指導及び助成等を行う。
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 沿道整備事業 ・環状七号線(事業中)	住宅市街地総合整備事業(密集型)(事業中) 沿道整備事業(事業中)
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項	沿道地区計画 「世田谷区環七野沢地区北部」(決定済) 地区計画 「旭小学校周辺地区」(決定済)	沿道地区計画「世田谷区環七代田南部・若林地区」(決定済) 地区計画「旭小学校周辺地区」(決定済)
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(完了) ・補助50号線 ・補助209号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	木造住宅密集地域整備事業(完了) 街路整備事業(完了)・補助209号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

		新	旧
番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)		世. 6 太子堂四丁目地区 約 14.8ha (世田谷区中央部)	世. 6 太子堂四丁目地区 約 14.8ha (世田谷区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強い街づくりを進める。	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るため、災害に強いまちづくりを進める。
b 防災街区の整備に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要		補助 210 号線及び補助 51 号線沿いに商業・業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区においては、 <u>建築物の不燃化による災害に強い住宅地の形成及び共同化による土地の有効活用</u> を図る。 <u>また、建築物の更新時におけるセットバックによる狭あい道路の解消並びに積極的な用地取得による道路、広場、ポケットパークの整備</u> を図る。	補助 210 号線及び補助 51 号線沿いに商業・業務施設を配置し、低層老朽住宅密集地区の <u>建築物の不燃化・共同化による土地の有効利用</u> を図る。 <u>建替え時におけるセットバックによる狭あい道路の解消、積極的な用地取得による広場・ポケットパークの確保</u> を図る。
c 建築物の更新の方針		木造住宅密集地域整備事業及び住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、 <u>不燃化及び共同化</u> を図る。	木造住宅密集地域整備事業、住宅市街地総合整備事業（密集型）により建築物の更新を促進し、 <u>不燃化・共同化</u> を図る。
d 都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針		区画道路、広場や公園等の整備を図る。	区画道路、広場及び公園等の整備を図る。
e 再開発推進のため必要に応じて定める事項	1 公共及び民間の役割、条件整備等の措置	<u>公共と民間との協働により事業を推進するため、公共は、住民主体の街づくり協議会の活動支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路及び公園等施設の整備</u> を図る。 <u>また、民間は、安全で災害に強い街の実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際、必要な指導や助成等を行う。</u>	<u>住民と行政との協働により事業の推進を図るため、公共は、住民の自主的なまちづくり協議会活動の支援やまちづくり通信の発行等による広報活動を行うとともに、道路や公園の整備を推進する。</u> <u>一方、民間は、住みよく災害に強いまちの実現に結びつくような建築活動に努め、公共はその際に必要な指導及び助成等を行う。</u>
	2 実施予定の公共施設整備事業、面的整備事業等	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）	木造住宅密集地域整備事業（事業中） 住宅市街地総合整備事業（密集型）（事業中）
	3 決定又は変更予定の都市計画に関する事項		
	4 その他再開発の促進のために特筆すべき事項	市街地再開発事業（完了） ・三軒茶屋・太子堂四丁目 <u>街路整備事業（完了）</u> ・補助 51 号線 ・補助 210 号線 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	市街地再開発事業（完了） ・三軒茶屋・太子堂四丁目 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

## 別表2 防災公共施設の整備等の概要 新旧対照表

## ① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

	新				旧			
番号 地区名 (概ねの位置)	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 (世田谷区北東部)				世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区 (世田谷区北東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能を確認するため、防災公共施設道路第1号及び第2号の整備を図る。				災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。 また、延焼防止機能や消防活動機能の確認のため、防災公共施設道路第1号から第3号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射23号線	都市計画道路 補助26号線	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射23号線	都市計画道路 補助26号線	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射23号線
	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 鎌倉通り(1)	都市計画道路 鎌倉通り(2)	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 鎌倉通り(1)	都市計画道路 鎌倉通り(2)	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 鎌倉通り(2)
	防災公共施設道路 第1号	地区防災施設 特別養護老人ホーム通り	地区防災施設	防災公共施設道路 第1号	地区防災施設 特別養護老人ホーム通り	地区防災施設	防災公共施設道路 第1号	地区防災施設
	防災公共施設道路 第2号	地区防災施設	地区防災施設	防災公共施設道路 第2号	地区防災施設	地区防災施設	防災公共施設道路 第2号	地区防災施設
	防災公共施設道路 第3号	地区防災施設	地区防災施設	防災公共施設道路 第3号	地区防災施設	地区防災施設	防災公共施設道路 第3号	地区防災施設
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 第1号	幅員25～33m 延長約1021m	幅員20～23m 延長約400m	防災都市計画施設道路 第1号	幅員25～33m 延長約1021m	幅員20～23m 延長約400m	防災都市計画施設道路 第1号	幅員25～33m 延長約1021m
	防災都市計画施設道路 第2号	幅員8m 延長約290m	幅員4m 延長約414m	防災都市計画施設道路 第2号	幅員8m 延長約290m	幅員4m 延長約414m	防災都市計画施設道路 第2号	幅員8m 延長約290m
	防災公共施設道路 第1号	幅員8m 延長約290m	幅員4m 延長約414m	防災公共施設道路 第1号	幅員8m 延長約290m	幅員4m 延長約414m	防災公共施設道路 第1号	幅員8m 延長約290m
	防災公共施設道路 第2号	幅員4m 延長約414m	幅員9m 延長約84m	防災公共施設道路 第2号	幅員4m 延長約414m	幅員9m 延長約84m	防災公共施設道路 第2号	幅員4m 延長約414m
	防災公共施設道路 第3号	幅員9m 延長約84m		防災公共施設道路 第3号	幅員9m 延長約84m		防災公共施設道路 第3号	幅員9m 延長約84m
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号令和4年度まで(事業中) 防災都市計画施設道路第2号:完成 防災公共施設道路第1号:令和7年度まで(事業中) 防災公共施設道路第2号:令和7年度まで(事業中) 防災公共施設道路第3号:完成 防災街区整備地区計画:北沢五丁目・大原一丁目地区(平成11年度決定) 沿道地区計画:世田谷区環七大原・羽根木地区(昭和61年度決定)				防災都市計画施設道路第1号28年度まで(事業中) 防災都市計画施設道路第2号:完成 防災公共施設道路第1号:30年度まで(事業中) 防災公共施設道路第2号:30年度まで(事業中) 防災公共施設道路第3号:30年度まで(事業中) 防災街区整備地区計画:北沢五丁目・大原一丁目地区(平成11年度決定)			

「防災公共施設の配置は、附图に示すとおり」

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新		旧	
番号 地区名	世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区		世 1 北沢五丁目・大原一丁目地区	
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、延焼防止機能及び消防活動機能を確認するため、建替えによる建築物について制限を設定し、居住水準を維持しながら沿道の建築物の不燃化を進める。		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、延焼防止機能・避難機能を確認するため、建替えによる建築物について制限を設定し、居住水準を維持しながら沿道の建築物の不燃化を進める。	
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、道路に面する建築物の壁面の位置の制限を定め、道路と一体になった空間の確保を図る。また、敷地の最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図るとともに、道路に面する垣又はさくの構造の制限を定め防災性能		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、建築物の壁面後退等を誘導し、延焼防止機能の確保を図る。 防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、道路に面する壁面の位置を設定し、	

	の向上を図る。	道路と一体になった空間の確保を図る。また、敷地の最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設道路第1号から第3号までの沿道においては、防災街区整備地区計画や東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号線並びに防災公共施設道路第1号から第3号沿道においては、防災街区整備地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。

## ① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

	新				旧			
番号 地区名 (概ねの位置)	世 2 太子堂・三宿地区 (世田谷区東部)				世 2 太子堂・三宿地区 (世田谷区北東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号から第4号まで及び防災都市計画施設公園第5号周辺の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能を確認するため、防災公共施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺の整備を図る。				災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。 また、延焼防止機能や消防活動機能の確保のため、防災公共施設道路第1号及び第2号並びに防災公共施設公園第3号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射4号線	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 補助26号線	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射4号線	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 補助26号線
	防災都市計画施設道路 第3号	都市計画道路 補助52号線	防災都市計画施設道路 第4号	都市計画道路 補助210号線	防災都市計画施設道路 第1号	都市計画道路 放射4号線	防災都市計画施設道路 第2号	都市計画道路 補助26号線
	防災都市計画施設公園 第5号	都市計画緑地 三宿の森緑地	防災公共施設道路 第1号	区画道路(1)	防災公共施設道路 第1号	区画道路(1)	防災公共施設道路 第2号	区画道路(2)
	防災公共施設道路 第2号	区画道路(2)	防災公共施設道路 第3号	鳥山川緑道	防災公共施設道路 第2号	区画道路(2)	防災公共施設道路 第3号	公園 鳥山川緑道
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 第1号	幅員40m 延長約734m	防災都市計画施設道路 第2号	幅員20m 延長約950m	防災都市計画施設道路 第1号	幅員40m 延長約734m	防災都市計画施設道路 第2号	幅員20m 延長約486m
	防災都市計画施設道路 第3号	幅員15m 延長約1160m	防災都市計画施設道路 第4号	幅員11m 延長約970m	防災都市計画施設道路 第1号	幅員40m 延長約734m	防災都市計画施設道路 第2号	幅員20m 延長約486m
	防災都市計画施設公園 第5号	面積 約0.79ha	防災公共施設道路 第1号	幅員6m 延長約861m	防災公共施設道路 第1号	幅員6m 延長約861m	防災公共施設道路 第2号	幅員6m 延長約554m
	防災公共施設道路 第1号	幅員6m 延長約861m	防災公共施設道路 第2号	幅員6m 延長約554m	防災公共施設道路 第2号	幅員6m 延長約554m	防災公共施設道路 第3号	幅員6.5～9.0m 延長約1199m
	防災公共施設道路 第3号	幅員6.5～9.0m 延長約1199m	防災公共施設道路 第4号	面積 約0.18ha	防災公共施設公園 第3号	幅員6.5～9.0m 延長約1199m	防災公共施設公園 第3号	幅員6.5～9.0m 延長約1199m
	防災公共施設公園 第4号	面積 約0.18ha						
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1、3、4号：完成 防災都市計画施設道路第2号：北側440mについては特定整備路線(令和3年度まで) 防災都市計画施設公園第5号：完成 防災公共施設道路第1、2号：整備予定(未定) 防災公共施設公園第3、4号：完成 地区計画：太子堂二・三丁目地区(平成2年度決定) 三宿一丁目地区(平成15年度決定)				防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：北側440mについては特定整備路線(平成32年度まで) 地区計画：太子堂二・三丁目地区(平成2年度決定)、三宿一丁目地区(平成15年度決定) 防災公共施設道路第1、2号：整備予定(未定) 防災公共施設公園第3号：完成			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新		旧	
番号 地区名	世 2 太子堂・三宿地区		世 2 太子堂・三宿地区	
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の	防災都市計画施設道路第1号から第4号までの沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災都市計画施設公園第5号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため周辺建築物の不燃化を進める。		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。 防災公共施設道路第1号及び第2号沿道並びに防災公共施設公園第3号周辺については、延焼防止機能・避難機能を確認するため、建替えによる建築物について制限等を設定し、居住	

方針	<p>防災公共施設沿道第1号及び第2号沿道並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、延焼防止機能及び避難機能<sup>1</sup>を確保するため、建替えによる建築物について制限等を設定し、居住水準を維持しながら、災害に強い市街地への誘導を図る。</p>	<p>水準を維持しながら、災害に強い市街地への誘導を図る。</p>
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設沿道第1号沿道においては、骨格防災軸の機能向上のため耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設沿道第2号から第4号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第5号周辺においては、防災性の向上のため準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設沿道第1号及び第2号沿道においては、地区計画により道路に面する壁面の位置を定め、広域避難場所への避難動線の確保を図る。</p> <p>防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、延焼防止のため建築物の不燃化を進めるとともに防災活動に有効な空地の確保を図る。</p>	<p>防災都市計画施設沿道第1号沿道においては、幹線沿道市街地を誘導し、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設沿道第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設沿道第1号及び第2号沿道においては、地区計画により道路に面する壁面の位置を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。</p> <p>防災公共施設公園第3号周辺においては、建築物の不燃化を進める延焼防止効果を進めるとともに防災活動に有効な空地を確保する。</p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	<p>防災都市計画施設沿道第1号から第4号まで及び防災公共施設沿道第1号、第2号沿道並びに防災都市計画施設公園第5号並びに防災公共施設公園第3号及び第4号周辺においては、地区計画及び東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。</p>	<p>防災都市計画施設沿道第1号及び第2号、防災公共施設沿道第1号及び第2号沿道並びに防災公共施設公園第3号周辺においては、地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。</p>

## ① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

	新				旧			
番号 地区名 (概ねの位置)	世 3 北沢三・四丁目地区 (世田谷区北東部)				世 3 北沢三・四丁目地区 (世田谷区北東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害時に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能 <del>を</del> を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。				災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼遮断機能・避難機能 <del>の</del> の確保のために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種別	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	放射23号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	放射23号線
	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助26号線	防災都市計画施設道路	第2号	都市計画道路	補助26号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路	第1号	幅員25～33m 延長約308m		防災都市計画施設道路	第1号	幅員25～33m 延長約308m	
	防災都市計画施設道路	第2号	幅員20～23m 延長約612m		防災都市計画施設道路	第2号	幅員20～23m 延長約612m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：令和4年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（令和7年度まで）（事業中） 地区計画：北沢三・四丁目地区（平成3年度決定）				防災都市計画施設道路第1号：平成29年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第2号：特定整備路線（平成32年度まで） 地区計画：北沢三・四丁目地区（平成3年度決定）			

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新		旧	
番号 地区名	世 3 北沢三・四丁目地区		世 3 北沢三・四丁目地区	
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため沿道の建築物の不燃化を進める。		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため建築物の不燃化を図る。	
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、中層集合住宅等の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、建築物の共同化、協調化を進めながら準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。		防災都市計画施設道路第1号沿道においては、防災性の向上のため、中層集合住宅等の準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。 防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、建築物の共同化、協調化しながら準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道建築物の建替えを図るとともに、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。		防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道建築物の建替えを図る。	

① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

番号 地区名 (概ねの位置)	新 世 4 世田谷区役所周辺地区 (世田谷区中央部)				旧 世 4 世田谷区役所周辺地区 (世田谷区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	<p>災害時に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能確保のため、防災都市計画施設道路第1号から第5号まで並びに防災都市計画施設公園第6号周辺の整備を図る。 また、延焼防止機能及び消防活動機能を確保するため、防災街区整備地区計画における地区防災施設並びに防災公共施設の整備を図る。</p>				<p>災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能確保のため、防災都市計画施設道路第1号から第7号及び防災都市計画施設公園第8号の整備を図る。 また、延焼防止機能や消防活動機能の確保のため、防災街区整備地区計画における地区防災施設や都市施設の防災公共施設を整備をする。</p>			
b 整備する防災公共施設のの種類	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画公園	環状七号線 補助51号線 補助52号線 補助154号線 世田谷区画道路5号線 若林公園	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号	都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市計画道路 都市高速鉄道付属道路 都市高速鉄道付属道路 都市計画公園	環状7号線 補助51号線 補助52号線 補助154号線 世田谷区画道路5号線 東鉄9付9 東鉄9付12 若林公園
	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	(世田谷区役所周辺) 地区防災施設1号 (世)地区防災施設2号 (世)地区防災施設3号 (世)地区防災施設4号 (世)地区防災施設5号 (世)地区防災施設6号 (世)地区防災施設7号 (世)地区防災施設8号 (世)地区防災施設9号 (世)地区防災施設10号 (世)地区防災施設11号 (世)地区防災施設12号 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号 (若)地区防災施設2号 (若)地区防災施設3号 (若)地区防災施設4号 (若)地区防災施設5号 (若)地区防災施設6号	防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路 防災公共施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号	地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設 地区防災施設	(世田谷区役所周辺) 地区防災施設1号 (世)地区防災施設2号 (世)地区防災施設3号 (世)地区防災施設4号 (世)地区防災施設5号 (世)地区防災施設6号 (世)地区防災施設7号 (世)地区防災施設8号 (世)地区防災施設9号 (世)地区防災施設10号 (世)地区防災施設11号 (世)地区防災施設12号 (若林三・四丁目地区) 地区防災施設1号 (若)地区防災施設2号 (若)地区防災施設3号 (若)地区防災施設4号 (若)地区防災施設5号 (若)地区防災施設6号
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道 防災都市計画施設公園	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号	幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m 面積 約 1.49ha	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号	幅員 25～33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m 幅員 6m 延長約 210m 幅員 6m 延長約 40m		

				防災都市計画施設公園	第8号	面積 2.69ha
<p>d 当該防災公共施設の整備スケジュール</p>	<p>防災公共施設道路第1号 防災公共施設道路第2号 防災公共施設道路第3号 防災公共施設道路第4号 防災公共施設道路第5号 防災公共施設道路第6号 防災公共施設道路第7号 防災公共施設道路第8号 防災公共施設道路第9号 防災公共施設道路第10号 防災公共施設道路第11号 防災公共施設道路第12号 防災公共施設道路第13号 防災公共施設道路第14号 防災公共施設道路第15号 防災公共施設道路第16号 防災公共施設道路第17号 防災公共施設道路第18号</p>	<p>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号</p>	<p>幅員 8m 延長約 115m 幅員 6~9m 延長約 148m 幅員 6m 延長約 395m 幅員 7~8m 延長約 94m 幅員 6m 延長約 65m 幅員 9~13m 延長約 156m 幅員 6~11m 延長約 229m 幅員 11m 延長約 232m 幅員 6m 延長約 210m 幅員 6m 延長約 236m 幅員 6m 延長約 207m 幅員 6~7m 延長約 420m 幅員 6m 延長約 512m 幅員 6m 延長約 159m 幅員 6m 延長約 259m 幅員 6m 延長約 171m 幅員 6m 延長約 181m 幅員 6m 延長約 206m</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号 防災都市計画施設道路第2号 防災都市計画施設道路第3号 防災都市計画施設道路第4号 防災都市計画施設道路第5号 防災都市計画施設道路第6号 防災都市計画施設道路第7号 防災都市計画施設道路第8号 防災都市計画施設公園</p>	<p>第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号</p>	<p>幅員 25~33m 延長約 938m 幅員 18m 延長約 972m 幅員 20m 延長約 1378m 幅員 15m 延長約 1115m 幅員 11m 延長約 510m 幅員 6m 延長約 210m 幅員 6m 延長約 40m 面積 2.69ha</p>
				<p>防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災都市計画施設道路第3号：特定整備路線（令和7年度まで）（事業中） 防災都市計画施設道路第4号：完成 防災都市計画施設道路第5号：一部完成 防災都市計画施設道路第6号：完成 防災公共施設道路第1号（世）：完成 防災公共施設道路第2号（世）：一部完成 防災公共施設道路第3号（世）：一部完成 防災公共施設道路第4号（世）：完成 防災公共施設道路第5号（世）：完成 防災公共施設道路第6号（世）：完成 防災公共施設道路第7号（世）：一部完成 防災公共施設道路第8号（世）：完成 防災公共施設道路第9号（世）：一部完成 防災公共施設道路第10号（世）：一部完成 防災公共施設道路第11号（世）：一部完成 防災公共施設道路第12号（世）：一部完成 防災公共施設道路第1号（若）：一部完成 防災公共施設道路第2号（若）：一部完成 防災公共施設道路第3号（若）：一部完成 防災公共施設道路第4号（若）：一部完成 防災公共施設道路第5号（若）：一部完成 防災公共施設道路第6号（若）：一部完成</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 防災都市計画施設道路第3号：特定整備路線（平成32年度まで） 防災都市計画施設道路第4号：平成27年度まで（事業中） 防災都市計画施設道路第5号：一部完成 防災都市計画施設道路第6号：完成 防災都市計画施設道路第7号：完成 防災都市計画施設道路第8号：一部完成 防災街区整備地区計画：世田谷区役所周辺地区（平成15年度決定） 若林三・四丁目地区（平成12年度決定）</p>	

	防災街区整備地区計画：世田谷区役所周辺地区（平成15年度決定） 若林三・四丁目地区（平成12年度決定）	
--	--	--

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新	旧
番号 地区名	世 4 世田谷区役所周辺地区	世 4 世田谷区役所周辺地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号までの沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災都市計画施設公園第6号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため、周辺建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を図るため、建替えによる建築物について制限を設定し居住水準を維持しながら沿道の不燃化を推進する。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第7号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災都市計画施設公園第8号周辺においては、広域避難場所の安全性を高めるため、周辺建築物の不燃化を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災性の向上と良好な住環境の形成を図るため、建替えによる建築物について制限を設定し居住水準を維持しながら沿道の不燃化を推進する。</p>
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道においては、骨格防災軸の機能向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設道路第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>また、建築物等の高さの最低限度を定め、災害時の延焼を防ぐ。</p> <p>防災都市計画施設道路第3号から第5号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第6号周辺においては、防災性の向上のため準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道においては、防災街区整備地区計画により、壁面の制限を定め、広域避難場所への避難経路線の確保を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号沿道については、骨格防災軸の機能向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災都市計画施設道路第2号沿道については、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。</p> <p>また、高さの最低限度を定め、延焼防止機能の確保を図る。</p> <p>防災都市計画施設道路第3号から第7号沿道及び防災都市計画施設公園第8号周辺については、防災性の向上のため準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。</p> <p>防災公共施設道路第1号から第18号沿道においては、防災街区整備地区計画により、地区防災施設沿道の建築物について壁面の制限を設定し、道路と一体となった空間の確保を図る。</p>
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号まで及び防災公共施設道路第1号から第18号までの沿道並びに防災都市計画施設公園第6号周辺においては、防災街区整備地区計画及び東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制等を活用しながら建築物の不燃化促進を図る。</p> <p>防災都市計画施設道路第6号及び第7号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。</p>	<p>防災都市計画施設道路第1号から第5号及び防災公共施設道路第1号から第18号沿道並びに防災都市計画施設公園第8号周辺においては、防災街区整備地区計画を活用しながら不燃化促進を図る。</p> <p>防災都市計画施設道路第6号及び第7号沿道においては、地区計画を活用しながら沿道の建築物の不燃化促進を図る。</p>

## ① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

	新				旧			
番号 地区名 (概ねの位置)	世 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)				世 5 上馬・野沢地区 (世田谷区東部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道の整備を図る。				災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強いまちづくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能を確認するため、防災都市計画施設道路第1号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種類の	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助209号線 補助50号線	防災都市計画施設道路	第1号	都市計画道路	補助209号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員16m 延長約900m 幅員15m 延長約920m		防災都市計画施設道路	第1号	幅員16m 延長約573m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：一部完成 防災都市計画施設道路第2号：完成 地区計画：旭小学校周辺地区（平成21年度決定）				防災都市計画施設道路第1号：完成 地区計画：旭小学校周辺地区（平成21年度決定）			

「防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新	旧
番号 地区名	世 5 上馬・野沢地区	世 5 上馬・野沢地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号沿道においては、中層集合住宅の立地を誘導し、準耐火建築物及び耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確認するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により建築物の不燃化促進を図る。	

## ① 防災公共施設の整備に関する計画の概要

	新				旧			
番号 地区名 (概ねの位置)	世 6 太子堂四丁目地区 (世田谷区中央部)				世 6 太子堂四丁目地区 (世田谷区中央部)			
a 防災公共施設の整備の方針	災害に強い街づくりを進めるため、災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図るとともに、延焼遮断帯の形成と延焼遮断機能及び避難機能 <del>を</del> を確保するため、防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道の整備を図る。				災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境を整備を図り、災害に強い街づくりを進めるとともに、延焼遮断帯の形成や延焼防止機能・避難機能を確保するために、防災都市計画施設道路第1号及び第2号の整備を図る。			
b 整備する防災公共施設の種別	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助51号線 補助210号線	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	都市計画道路 都市計画道路	補助51号線 補助210号線
c 当該防災公共施設の配置及び規模	防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員18m 延長約549m 幅員11m 延長約389m		防災都市計画施設道路 防災都市計画施設道路	第1号 第2号	幅員18m 延長約549m 幅員11m 延長約389m	
d 当該防災公共施設の整備スケジュール	防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成				防災都市計画施設道路第1号：完成 防災都市計画施設道路第2号：完成			

防災公共施設の配置は、附図に示すとおり」

## ② 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

	新	旧
番号 地区名	世 6 太子堂四丁目地区	世 6 太子堂四丁目地区
a 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の方針	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、延焼遮断帯の形成を図るため、沿道の建築物の不燃化を進める。
b 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概要	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、防災性の向上のため、耐火建築物の整備を進める。
c 防災公共施設と一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備の概ねのスケジュール	防災都市計画施設道路第1号及び第2号沿道においては、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制により建築物の不燃化促進を図る。	